

第11回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2016年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前8時30分）

場所

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ

※ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。受付の混雑が予想されま
すので、お早めにご来場ください。

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権
行使期限

2016年6月22日（水曜日）
午後5時15分まで

同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により
議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



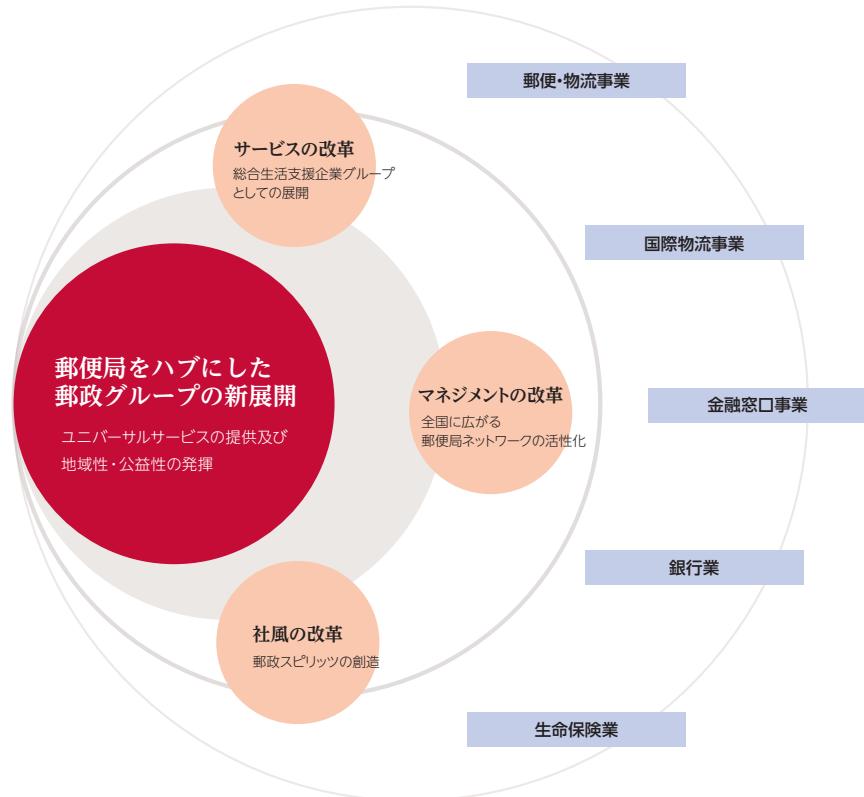
詳細は5ページの「議決権の行使のご案内」をご参照
ください。

目次

■ 第11回定時株主総会招集ご通知……………	3
■ 株主総会参考書類……………	7
議案 取締役15名選任の件	
【第11回定時株主総会添付書類】	
■ 事業報告……………	21
■ 連結計算書類……………	55
■ 計算書類……………	79
■ 監査報告書……………	89

日本郵政グループ経営理念

郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、
民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、
お客さま本位のサービスを提供し、
地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指します。
また、経営の透明性を自ら求め、
規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。



株主の皆さまへ

平素より、日本郵政グループをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

2016年4月1日付で日本郵政株式会社代表執行役社長に就任いたしました長門正貢でございます。当社グループ一丸となってグループ企業価値を向上させるべく、先頭に立ってリードしてまいります。全身全霊を傾けて頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険は2015年11月4日に東京証券取引所の市場第一部に上場いたしました。これまで以上に、コーポレートガバナンスの強化に取り組むとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

また、私たちは、お客さまにとっての「トータル生活サポート企業」となることを目指し、お客さまにより良いサービスを提供し、将来にわたって発展していきたいと考えております。そのために、郵便局ネットワークを基盤として、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを中心としたお客さまサービ

スを幅広く提供していく中で、お客さまの生活全般に深くかかわり、お客さまと地域・社会のお役に立ち続けられるよう、グループ全体が一体となって取り組みを進めてまいります。

2016年度は上場後初めての年度になります。いよいよ港で錨を引き上げ、帆を上げて大海原へ繰り出してまいります。

株主の皆さまにおかれましても、これまで以上に、日本郵政グループへのご支援・ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしく願い申し上げます。



日本郵政株式会社
取締役兼代表執行役社長

長門 正貢



株主各位

2016年6月3日
東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

日本郵政株式会社

取締役兼代表執行役社長 長門 正貢

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの平成28年（2016年）熊本地震により、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りたくご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席
される方へ



株主総会当日は議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

書面により議決権を
行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、総会日前日の2016年6月22日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。

インターネット等により
議決権を行使される方へ



議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、2016年6月22日（水曜日）午後5時15分までに賛否をご入力ください。

→ 6ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。

記

1. 日 時 2016年6月23日（木曜日）午前10時 ※受付開始は午前8時30分
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ
当社は、これまで、当社本店にて定時株主総会を開催していましたが、より多くの株主の皆さまにご入場いただけるよう、上記会場で開催することといたしました。
3. 目的事項 〈報告事項〉 1. 第11期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第11期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）計算書類報告の件
- 〈決議事項〉 議案 取締役15名選任の件

以上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.japanpost.jp/>）にてお知らせいたします。

※当日の議事進行につきましては、日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。なお、日本語の手話通訳に限り、当社にて通訳を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、当日受付にてお申し出願います。

※株主さまへのお土産はご用意しておりません。

議決権の行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。後記の株主総会参考書類（7ページ～20ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の**3つの方法**がございます。

1 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時：2016年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前8時30分）

場所：さいたまスーパーアリーナ

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

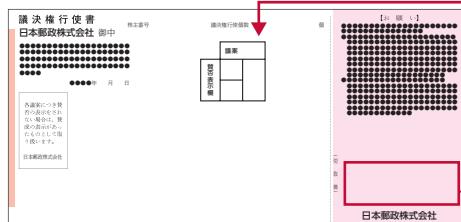
2 書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限：2016年6月22日（水曜日）午後5時15分到着分まで

■ 議決権行使書のご記入方法のご案内



こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案

全員賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印

全員否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合 ▶ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

3 インターネット等で議決権を行使される場合



次ページの「インターネット等による議決権行使について」をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限：2016年6月22日（水曜日）午後5時15分まで

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

【議決権の不統一行使について】

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の**3日前まで**に議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

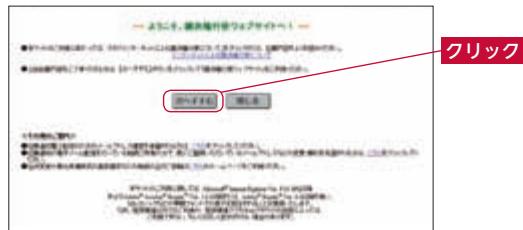
インターネット等による議決権行使について

行使期限：2016年6月22日（水曜日）午後5時15分まで

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

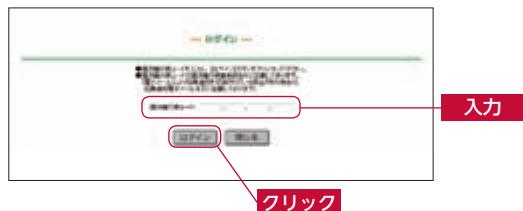
議決権行使ウェブサイトへアクセスして「次へすすむ」ボタンをクリックしてください。

議決権行使ウェブサイト ▼
<http://www.web54.net>



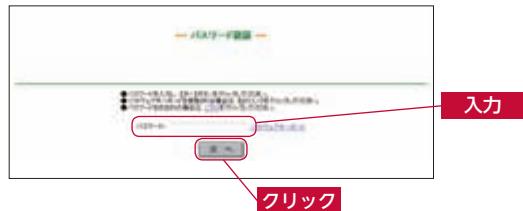
2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードの入力

同封の議決権行使書用紙に表示された「パスワード」をご入力いただき、「次へ」をクリックしてください。



以降、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

※書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

インターネット等による議決権行使でパソコンの操作方法などが
 ご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号： **0120-652-031** 〈フリーダイヤル〉 受付時間：午前9時～午後9時

議案及び参考事項

議案 取締役15名選任の件

取締役全員（18名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。ただし、取締役候補者横山邦男氏の選任の効力は、2016年6月28日に生ずることといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当			
1	ながとまさ つぐ 長門正貢	取締役兼代表執行役社長、指名委員、報酬委員	再任		
2	すずき やす お 鈴木康雄	取締役兼代表執行役上級副社長、内部統制総括担当	再任		
3	いし い まさ み 石井雅実	取締役	再任		
4	いけ だ のり と 池田憲人	—	新任		
5	よこ やま くに お 横山邦男	—	新任		
6	の ま み わ こ 野間光輪子	社外取締役、監査委員	再任	社外	独立
7	み むら あき お 三村明夫	社外取締役、指名委員長	再任	社外	独立
8	や ぎ ただし 八木 柁	社外取締役、監査委員長（常勤）	再任	社外	独立
9	せい の さとし 清野 智	社外取締役、報酬委員	再任	社外	独立

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当			
10	いしはらくに お 石原邦夫	社外取締役、指名委員	再任	社外	独立
11	いぬぶし やす お 犬伏泰夫	社外取締役	再任	社外	独立
12	しみず とおる 清水徹	社外取締役、監査委員	再任	社外	独立
13	チャールズ・ デイトマース・ レイク二世 ^{にせい}	—	新任	社外	独立
14	ひろの みち こ 広野道子	—	新任	社外	独立
15	むなかた のり お 宗像紀夫	—	新任	社外	独立

- (注) 1. 当社は、石井雅実氏、野間光輪子氏、三村明夫氏、八木柁氏、清野智氏、石原邦夫氏、犬伏泰夫氏及び清水徹氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。さらに、当社は、池田憲人氏、横山邦男氏、チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、広野道子氏及び宗像紀夫氏の選任が承認された場合、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
2. 野間光輪子氏、三村明夫氏、八木柁氏、清野智氏、石原邦夫氏、犬伏泰夫氏及び清水徹氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また、チャールズ・デイトマース・レイク二世氏、広野道子氏及び宗像紀夫氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の独立役員指定基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 広野道子氏の戸籍上の氏名は、藤井道子であります。

1 なが 長 と 門 まさ 正 つぐ 貢



候補者の有する当社の株式数
100株
取締役在任年数
1年
取締役会への出席状況
13/14回 (92.8%)

1948年11月18日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 4月	(株)日本興業銀行入行	2012年 1月	同社取締役会長
2000年 6月	同社執行役員	2015年 5月	(株)ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長
2001年 6月	同社常務執行役員		当社取締役
2002年 4月	(株)みずほ銀行常務執行役員	2015年 6月	当社取締役
2003年 4月	(株)みずほコーポレート銀行常務執行役員	2016年 4月	当社取締役兼代表執行役社長(現任)
2006年 6月	富士重工業(株)専務執行役員		日本郵便(株)取締役(現任)
2007年 6月	同社取締役兼専務執行役員		(株)ゆうちょ銀行取締役(現任)
2010年 6月	同社代表取締役副社長		
2011年 6月	シティバンク銀行(株)取締役副会長		

【地位及び担当】

取締役兼代表執行役社長、指名委員、報酬委員

重要な兼職の状況

日本郵便(株)取締役、(株)ゆうちょ銀行取締役

取締役候補者とした理由

長門正貢氏は、シティバンク銀行(株)等において、取締役会長等を歴任し、また、主要子会社である(株)ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長として優れた実績を残すとともに、当社代表執行役社長として2016年4月から日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2 鈴木康雄



候補者の有する当社の株式数
2,600株

取締役在任年数
3年

取締役会への出席状況
16/16回 (100%)

指名委員会への出席状況
1/1回 (100%)

報酬委員会への出席状況
1/1回 (100%)

1950年4月23日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1973年 4月	郵政省入省	2013年 6月	当社取締役兼代表執行役副社長
2005年 5月	総務省郵政行政局長		日本郵便(株)取締役 (現任)
2006年 7月	同省情報通信政策局長	2015年 6月	当社取締役兼代表執行役上級副社長 (現任)
2007年 7月	同省総務審議官 (郵政・通信担当)		
2009年 7月	同省総務事務次官		
2010年 1月	同省顧問		
2010年10月	(株)損害保険ジャパン顧問		

【地位及び担当】

取締役兼代表執行役上級副社長、内部統制総括担当

重要な兼職の状況

日本郵便(株)取締役

取締役候補者とした理由

鈴木康雄氏は、総務省において、郵政行政局長、総務事務次官等を歴任し、郵政行政その他の分野における豊富な業務経験を有するとともに、当社代表執行役上級副社長として日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3 いし い ま さ み 石 井 雅 実



候補者の有する当社の株式数

600株

取締役在任年数

3年

取締役会への出席状況

16/16回 (100%)

1952年9月4日生

再任

略歴並びに当社における地位及び担当

1976年 4月	安田火災海上保険(株) (現損害保険ジャパン日本興亜(株)) 入社	2012年 6月	(株)かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長 (現任)
2005年 4月	同社執行役員	2013年 6月	当社取締役 (現任)
2007年 4月	同社常務執行役員		
2007年 6月	同社取締役常務執行役員		
2010年 6月	同社代表取締役専務執行役員		
2011年 4月	同社代表取締役副社長執行役員		

【地位及び担当】
取締役

重要な兼職の状況

(株)かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長、損害保険ジャパン日本興亜(株)顧問

取締役候補者とした理由

石井雅実氏は、損害保険ジャパン日本興亜(株)において、代表取締役副社長執行役員等を歴任するとともに、主要子会社である(株)かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長として同社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

石井雅実氏が取締役兼代表執行役社長を務める(株)かんぽ生命保険と当社とはグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当社は同社からブランド価値使用料の支払いを受けているほか、当社と同社との間には不動産賃貸借等の取引関係があります。

4 いけだのり と 池田憲人



候補者の有する当社の株式数
一株

1947年12月9日生

新任

略歴並びに当社における地位及び担当

1970年 4月	(株)横浜銀行入行	2004年 6月	同社頭取（代表執行役）
1996年 6月	同社取締役	2008年 9月	A. T. カーニー特別顧問
2001年 4月	同社代表取締役	2012年 2月	(株)東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長
2003年 6月	同社取締役 横浜キャピタル(株)代表取締役 会長	2016年 4月	(株)ゆうちょ銀行代表執行役社長（現任）
2003年12月	(株)足利銀行頭取（代表取締役）		

重要な兼職の状況

(株)ゆうちょ銀行代表執行役社長

取締役候補者とした理由

池田憲人氏は、(株)足利銀行等において、頭取（代表取締役）等を歴任するとともに、主要子会社である(株)ゆうちょ銀行代表執行役社長として2016年4月から同社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

池田憲人氏が代表執行役社長を務める(株)ゆうちょ銀行と当社とはグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当社は同社からブランド価値使用料の支払いを受けているほか、当社と同社との間には不動産賃貸借等の取引関係があります。

5 よこやまくに お 横山邦男



候補者の有する当社の株式数
一株

1956年8月4日生

新任

略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月	(株)住友銀行入行	2013年 5月	三井住友アセットマネジメント(株)副社長執行役員
2006年 2月	当社執行役員	2013年 6月	同社取締役副社長兼副社長執行役員
2007年10月	当社専務執行役員	2014年 4月	同社代表取締役社長兼CEO（現任）
2009年10月	(株)三井住友銀行執行役員		
2011年 4月	同行常務執行役員		

取締役候補者横山邦男氏は、三井住友アセットマネジメント(株)代表取締役社長兼CEOを2016年6月27日をもって退任する予定であります。

取締役候補者とした理由

横山邦男氏は、三井住友アセットマネジメント(株)等において、代表取締役社長兼CEO等を歴任し、その豊富な経験と実績を活かして当社の重要な業務執行の決定及び執行役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

6 野間光輪子



候補者の有する当社の株式数
1,300株
社外取締役在任年数
3年
取締役会への出席状況
16/16回 (100%)
監査委員会への出席状況
24/24回 (100%)

1948年7月13日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1971年 4月	安藤建設(株)入社	2013年 6月	当社取締役 (現任)
1973年 4月	(株)根津建築事務所入社		
1979年 2月	野間建築設計事務所設立		
1989年 1月	(株)野間建築設計事務所 (現日本ぐらし(株)) 代表取締役 (現任)		

【地位及び担当】
社外取締役、監査委員

重要な兼職の状況

日本ぐらし(株)代表取締役、(株)望月代表取締役

社外取締役候補者とした理由

野間光輪子氏は、京都市の日本ぐらし(株)において、代表取締役として長年にわたり株式会社の経営に携るとともに、地域の活性化に尽力しており、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

7 三村明夫



候補者の有する当社の株式数
一株
社外取締役在任年数
3年
取締役会への出席状況
14/16回 (87.5%)
指名委員会への出席状況
5/5回 (100%)

1940年11月2日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1963年 4月	富士製鐵(株) (現新日鐵住金(株)) 入社	2012年10月	同社取締役相談役
1993年 6月	同社取締役	2013年 6月	当社取締役 (現任)
1997年 4月	同社常務取締役		新日鐵住金(株)相談役
2000年 4月	同社代表取締役副社長	2013年11月	同社相談役名誉会長 (現任)
2003年 4月	同社代表取締役社長		
2008年 4月	同社代表取締役会長		

【地位及び担当】
社外取締役、指名委員長

重要な兼職の状況

新日鐵住金(株)相談役名誉会長、日本商工会議所会頭、東京商工会議所会頭、(株)日本政策投資銀行取締役、(株)産業革新機構取締役、東京海上ホールディングス(株)取締役、(株)日清製粉グループ本社取締役

社外取締役候補者とした理由

三村明夫氏は、新日鐵住金(株)において、代表取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

8 や 八 木 榎 ただし



候補者の有する当社の株式数
1,300株
社外取締役在任年数
3年
取締役会への出席状況
16/16回 (100%)
監査委員会への出席状況
24/24回 (100%)

1948年1月2日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1971年 4月	社団法人共同通信社（現一般社団法人共同通信社）入社	2013年 6月	当社取締役（現任） （株）共同通信会館監査役
2008年 1月	同社名古屋支社長（理事待遇）	2015年 6月	（株）共同通信社監査役（現任）
2010年 6月	同社常務監事		
2012年 6月	同社特別顧問		

【地位及び担当】
社外取締役、監査委員長（常勤）

重要な兼職の状況

(株)共同通信社監査役

社外取締役候補者とした理由

八木榎氏は、一般社団法人共同通信社において、名古屋支社長、常務監事等を歴任し、広く政治、経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い知見を有しており、その豊富な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

9 せい の 野 智 さとし



候補者の有する当社の株式数
300株
社外取締役在任年数
2年
取締役会への出席状況
15/16回 (93.7%)
報酬委員会への出席状況
1/1回 (100%)

1947年9月30日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1970年 4月	日本国有鉄道入社	2012年 4月	同社取締役会長（現任）
1996年 6月	東日本旅客鉄道(株)取締役	2014年 6月	当社取締役（現任）
2000年 6月	同社常務取締役		
2002年 6月	同社代表取締役副社長		
2006年 4月	同社代表取締役社長		

【地位及び担当】
社外取締役、報酬委員

重要な兼職の状況

東日本旅客鉄道(株)取締役会長、東北電力(株)取締役

社外取締役候補者とした理由

清野智氏は、東日本旅客鉄道(株)において、代表取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

10 いし はら くに お
石 原 邦 夫



候補者の有する当社の株式数
600株

社外取締役在任年数
1年

取締役会への出席状況
12/14回 (85.7%)

指名委員会への出席状況
1/1回 (100%)

1943年10月17日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1966年 4月	東京海上火災保険(株)入社	2007年 6月	同社取締役会長 (株)ミレアホールディングス取 締役会長
1995年 6月	同社取締役	2008年 7月	東京海上ホールディングス(株) 取締役会長
1998年 6月	同社常務取締役	2013年 6月	東京海上日動火災保険(株)相談 役 (現任)
2000年 6月	同社専務取締役	2015年 6月	当社取締役 (現任)
2001年 6月	同社取締役社長		
2002年 4月	(株)ミレアホールディングス取 締役社長		
2004年10月	東京海上日動火災保険(株)取締 役社長		

【地位及び担当】
社外取締役、指名委員

重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険(株)相談役、東京急行電鉄(株)監査役

社外取締役候補者とした理由

石原邦夫氏は、東京海上日動火災保険(株)等において、取締役社長、会長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

11 いぬ ぶし やす お
犬 伏 泰 夫



候補者の有する当社の株式数
900株
社外取締役在任年数
1年
取締役会への出席状況
13/14回 (92.8%)

1944年2月10日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1967年 4月	(株)神戸製鋼所入社	2009年 4月	同社取締役相談役
1996年 6月	同社取締役	2009年 6月	同社相談役
1999年 6月	同社常務執行役員	2014年 7月	同社名誉顧問 (現任)
2000年 6月	同社取締役常務執行役員	2015年 6月	当社取締役 (現任)
2001年 6月	同社専務執行役員		
2002年 6月	同社代表取締役副社長		
2004年 4月	同社代表取締役社長		

【地位及び担当】
社外取締役

重要な兼職の状況

(株)神戸製鋼所名誉顧問、阪神国際港湾(株)代表取締役会長

社外取締役候補者とした理由

犬伏泰夫氏は、(株)神戸製鋼所において、代表取締役社長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

12 し み ず とおる
清 水 徹



候補者の有する当社の株式数
一株
社外取締役在任年数
10か月
取締役会への出席状況
11/11回 (100%)
監査委員会への出席状況
13/13回 (100%)

1948年6月15日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1972年 4月	(株)日立製作所入社	2011年 4月	(株)日立保険サービス専務取締役
2005年 4月	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)執行役員	2011年 6月	同社取締役社長
2007年 4月	同社執行役員常務	2015年 4月	同社顧問 (現任)
2010年 4月	同社取締役専務執行役員	2015年 9月	当社取締役 (現任)
2010年10月	(株)日立ソリューションズ取締役専務執行役員		

【地位及び担当】
社外取締役、監査委員

重要な兼職の状況

(株)日立保険サービス顧問

社外取締役候補者とした理由

清水徹氏は、(株)日立保険サービス等において、取締役社長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営、特に財務及び会計に関する専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

13 **チャールズ・デイトマース・レイク二世**
にせい



候補者の有する当社の株式数
一株

1962年1月8日生

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1992年 8月	米国通商代表部 (U S T R) 日本部長	2001年 7月	同社副社長
1993年 7月	同代表部日本部長兼次席通商代表付法律顧問	2003年 1月	同社日本における代表者・社長
1995年 1月	デューイ・バレンタイン法律事務所米国弁護士	2005年 4月	同社日本における代表者・副会長
1999年 6月	アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス (アメリカンファミリー生命保険会社) 日本支社執行役員・法律顧問	2008年 7月	同社日本における代表者・会長 (現任)
		2014年 1月	アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長 (現任)

重要な兼職の状況

アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長、アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長、(株)日本取引所グループ取締役

社外取締役候補者とした理由

チャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長等を歴任し、長年にわたり会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

チャールズ・デイトマース・レイク二世氏が日本における代表者・会長を務めるアメリカンファミリー生命保険会社と当社とは包括業務提携契約を締結し、業務提携を行っております。

14 ひろのの道子
（藤井道子）



候補者の有する当社の株式数
一株

1961年3月18日生

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1989年 2月	(株)ベンチャーリンク入社	2000年 3月	21LADY(株)設立 代表取締役社長（現任）
1993年 7月	(株)プラザクリエイト入社	2002年 6月	(株)洋菓子のヒロタ代表取締役
1997年 5月	(株)ポッカクリエイト専務取締役	2010年 3月	(株)イルムスジャパン代表取締役（現任）
1998年 7月	(株)エムヴィシー上級副社長	2011年11月	(株)洋菓子のヒロタ代表取締役会長兼社長（現任）
1998年 7月	タリーズコーヒージャパン(株)取締役副社長	2014年 6月	日本郵便(株)取締役（現任）

重要な兼職の状況

21LADY(株)代表取締役社長、(株)イルムスジャパン代表取締役、(株)洋菓子のヒロタ代表取締役会長兼社長、日本郵便(株)取締役、(株)ニッセンホールディングス取締役

社外取締役候補者とした理由

広野道子氏は、21LADY(株)等において、代表取締役社長等を歴任し、長年にわたり株式会社の経営に携っており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

15 宗 像 紀 夫



候補者の有する当社の株式数
一株

1942年1月12日生

新任

社外取締役候補者

独立役員

略歴並びに当社における地位及び担当

1968年 4月	東京地方検察庁検事	2003年 2月	名古屋高等検察庁検事長
1993年 7月	東京地方検察庁特別捜査部長	2004年 2月	弁護士登録（現職）
2000年11月	最高検察庁刑事部長	2004年 4月	中央大学法科大学院教授
2001年 7月	高松高等検察庁検事長		

重要な兼職の状況

弁護士、内閣官房参与

社外取締役候補者とした理由

宗像紀夫氏は、名古屋高等検察庁検事長を務めるなど長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できるためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 各取締役候補者の取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会への出席状況は、いずれも2015年度の出席状況であります。なお、年度途中の就任の場合は、就任後の出席状況を記載しております。
2. 各取締役候補者の在任年数は、本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。
3. 長門正貢氏は、2016年6月22日付で(株)かんば生命保険取締役就任する予定であります。
4. 八木征氏は、2016年6月16日付で(株)共同通信社監査役を退任し、同日付で同社顧問に就任する予定であります。
5. チャールズ・ディトマース・レイク二世氏は、2016年6月17日付で東京エレクトロン(株)取締役に就任し、2016年6月21日付で(株)日本取引所グループ取締役を退任する予定であります。
6. 広野道子氏は、2016年6月28日付で日本郵便(株)取締役を退任する予定であります。

【ご参考】「日本郵政株式会社独立役員指定基準」

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

- 過去に当社グループの業務執行者であった者
- 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者等
- 当社グループの主要な取引先である者又はその業務執行者等
- 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
- 当社の主要株主（法人（国を除く。）である場合には、当該法人の業務執行者等）
- 次に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族
 - 前記1から5までに掲げる者
 - 当社の子会社の業務執行者
- 当社グループの業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
- 当社グループから多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

(別記)

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

当社グループ	当社及び当社の子会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社グループを主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社グループからその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社グループの主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当社グループから当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当社グループへの支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社グループからの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

以上

1. 当社の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

■ 企業集団の主要な事業内容

日本郵政グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」といいます。）、株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」といいます。）及び株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命保険」といいます。）が主な事業主体となって、郵便・物流事業、国際物流事業、金融窓口事業、銀行業、生命保険業等の業務を営んでおります。

■ 金融経済環境

当年度の日本の経済情勢を顧みますと、輸出・生産面に新興国経済減速の影響がみられたものの、設備投資や企業収益の改善により、緩やかな回復基調となりました。

世界経済は、新興国が減速しましたが、先進国を中心に緩やかに成長いたしました。

金融資本市場では、国内の10年国債利回りは、日銀の追加金融緩和を背景に2016年2月以降マイナス圏に突入し、過去最低の水準となりました。日経平均株価は、欧米株式及び原油価格の下落により、投資家のリスク回避姿勢が強まったことや、円高・ドル安が進行したこと等を背景に、一時14,000円台まで下落する場面もみられましたが、米国経済が堅調に推移したこと等により投資家のリスク回避姿勢が和らぎ、2016年3月には16,000円台まで持ち直しました。

物流業界におきましては、通販市場・eコマース市場の拡大に伴い、宅配便等の小型物品の配送市場が拡大する一方、サービス品質に対するお客さまニーズの高まりに対応し、各社がサービスの向上に努めるなど厳しい競争下にあります。郵便事業におきましては、インターネットの普及による各種請求書等のWeb化の進展等により、引き続き郵便物等の減少傾向が続いております。なお、労働市場の逼迫等を背景に、人件費単価の上昇等も進んでおります。

銀行業界におきましては、当年度は、全国の銀行における預金が対前期比増加となり、貸出金も5年連続で増加しました。金融システムは全体として安定性を維持しており、金融緩和の環境下で金融機関の資金調達に大きな問題は生じておりません。

生命保険業界におきましては、少子高齢化や単身世帯化の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまのニーズの多様化、選別志向の高まりなどがみられる中、それらに対応する販売チャネルの強化や商品の開発を行うことでお客さまの自助努力を支援するという生命保険業界の役割はますます大きくなってきているといえます。

■ 企業集団の事業の経過及び成果

当年度、当社グループは、2015年4月に、新たに2015年度から2017年度を計画期間とする「日本郵政グループ中期経営計画～新郵政ネットワーク創造プラン2017～」を発表いたしました。「主要三事業の収益力と経営基盤の強化」、「ユニバーサルサービスの責務の遂行」、「上場を見据えたグループ企業価値の向上」の3点を中期的なグループ経営方針とし、その上で、現在当社グループが直面している「更なる収益性の追求」、「生産性の向上」、「上場企業としての企業統治と利益還元」という新たな3つの課題を克服するため、当社グループが一丸となって、郵便・物流事業の反転攻勢や郵便局ネットワークの活性化などの「事業の成長・発展のための戦略」、ITの活用や施設・設備への投資などの「ネットワークの拡大、機能の進化を支えるグループ戦略」に取り組み、将来にわたって「トータル生活サポート企業」として発展していくことを目指しております。当年度におきましては、計画期間の初年度として、主要三事業を中心とした様々な施策を展開いたしました。

また、2015年11月4日、当社及び金融2社（ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険）が東京証券取引所市場第一部に同時上場いたしました。

当社グループにおきましては、金融2社の上場申請に先立ち、2015年4月からは、金融2社の自主的・自律的な経営を基本としつつ、当社を中心にグループ総合力を発揮するための新たなグループ運営体制に移行いたしました。また、上場を見据えた取組みとして、当社グループのコーポレートガバナンスを強化するため、透明性を確保するとともに適正な事業運営に向けて内部統制の強化を推進いたしました。当社は、持株会社として、引き続きグループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定・推進の状況及び各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、必要となる支援・指導を行ってまいりました。

また、引き続き、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等という目的が達成できるよう、グループ各社の経営の基本方針の策定及び実施の確保に努めました。さらに、引き続き、集約により効率性が高まる間接業務をグループ各社から受託して実施するほか、病院及び宿泊事業の経営改善を進めました。また、インサイダー取引規制に係る社内規程を整備したほか、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する方針を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。

さらに、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保やお客さま満足度の向上に取り組むとともに、当社グループの社会的責任を踏まえたCSR活動や東日本大震災の復興支援にも、当社グループが一丸となって取り組んでまいりました。

これらの取組みの結果、当年度、当社グループにおきましては、連結経常収益は14兆2,575億円（前期比0.00%減）、連結経常利益は9,662億円（前期比13.40%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,259億円（前期比11.74%減）となりました。

【ご参考】 当期実績

連結経常収益	14兆2,575億円（前期比 0.00%減）
連結経常利益	9,662億円（前期比13.40%減）
親会社株主に帰属する当期純利益	4,259億円（前期比11.74%減）

郵便・物流事業

日本郵便におきましては、郵便・物流事業の収益力の強化に向けた取組みとして、年賀状をはじめとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービス、手紙の楽しさを伝える活動や、スマートレターによる新サービスの展開等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、研修・教育の実施等により誤配達を防止する等、品質の向上に努めました。また、あらかじめ自分が選択した相手からのメッセージを、Web上でまとめて受け取り、保管できる新しいデジタル・メッセージ・サービス（「MyPost（マイポスト）」）の試行的な提供を2016年1月から開始いたしました。

ゆうパック及びゆうメールについては、品質管理の徹底に努めたほか、コンビニ受取の拡大や受取ロッカー（はこぼす）などによる受取利便性の向上を図るとともに、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築に努めました。特にゆうパック事業については、2015年8月に基本運賃の見直しを実施する等、収支改善に取り組みました。国際郵便については、品質向上やスピードアップに加え、クールEMSの利用拡大に取り組みました。

また、生産性の向上に向けた取組みとして、ゆうパック、ゆうメール等の増加傾向に対応するとともに、郵便物等の集中処理を行うため、2015年5月には東京エリアを受け持つ地域区分郵便局として東京北部郵便局を開局する等、郵便・物流ネットワーク再編を推進いたしました。

これらの取組みの結果、当年度、当社連結の郵便・物流事業の経常収益は1兆9,516億円（前期比4.29%増）、経常利益は237億円（前期比1,203.51%増）、日本郵便連結の郵便・物流事業の営業収益は1兆9,248億円（前期比3.93%増）、営業利益は74億円（前期営業損失81億円）となりました。

また、当年度の総取扱物数は、郵便が180億2,986万通（前期比0.87%減）、ゆうメールが35億3,940万個（前期比5.27%増）、ゆうパックが5億1,302万個（前期比5.77%増）となりました。

国際物流事業

日本郵便におきましては、国内の人口減少及びインターネットの影響による国内郵便市場の縮小に鑑み、国際物流事業の拡大を図るため、2015年5月に、豪州物流企業Toll Holdings Limited（以下「トール社」といいます。）の発行済株式の100.00%を取得し、子会社化いたしました。

当年度、当社連結の国際物流事業の経常収益は5,444億円、経常利益は137億円、日本郵便連結の国際物流事業の営業収益は5,440億円、営業利益は172億円となりました。

金融窓口事業

日本郵便におきましては、金融窓口事業の収益力の強化に向けた取組みとして、委託元であるゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と連携した研修を通じた社員の営業力強化や、金融預かり資産重視の営業スタイルの浸透及び新契約拡大を図るとともに、2015年10月に短期払養老保険、2016年2月に日本郵便の関係会社であるJ P投信株式会社の投資

信託商品の取扱いを開始いたしました。また、2015年7月にはがん保険の取扱局を拡大いたしました。物販事業におきましては、他社との提携等により、商品の拡充・開発を行うとともに、インターネット販売の拡大等により、営業・販売チャネルの多様化を推進いたしました。不動産事業については、J Pタワー、J Pタワー名古屋、大宮J Pビルディング、K I T T E博多等の賃貸ビル事業、住宅事業及び駐車場事業を推進いたしました。

また、郵便局ネットワークの最適化のため、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等に引き続き取り組みました。さらに、郵便局の業務効率の向上を目指し、郵便局の現金取扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実を図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組みました。

これらの取組みの結果、当年度、当社連結の金融窓口事業の経常収益は1兆3,712億円（前期比5.31%増）、経常利益は405億円（前期比77.65%増）、日本郵便連結の金融窓口事業の営業収益は1兆3,530億円（前期比5.55%増）、営業利益は356億円（前期比71.84%増）となりました。

以上の結果、当年度、日本郵便におきましては、連結営業収益は3兆6,270億円（前期比23.32%増）、連結営業利益は326億円（前期比159.10%増）となりました。

銀行業

ゆうちょ銀行におきましては、当年度を「上場企業としての経営基盤の更なる強化」の年と位置付け、「リテール営業戦略の強化」、「資金運用戦略の展開」及び「内部管理態勢の充実・経営基盤の強化」に取り組みました。

「リテール営業戦略の強化」に向けた取組みとしては、日本郵便（約24,000局の郵便局）と連携し、安定的な顧客基盤の構築による総貯金残高の安定的な確保を目指したほか、成長が見込まれる資産運用商品、A T M取引などの手数料ビジネスの強化に取り組みました。また、ゆうちょ銀行、日本郵便、三井住友信託銀行株式会社、野村ホールディングス株式会社との間で業務提携を行い、共同でJ P投信株式会社を設立[※]し、2016年2月には、同社が設定・運用する初めての投資信託の販売を開始いたしました。A T Mに関しては、戦略的配置に取り組むとともに、地域金融機関との連携などを通じてゆうちょ銀行のA T Mネットワークを幅広くご利用いただくための取組みを推進し、2016年1月には、ゆうちょ銀行A T Mにおいて全国すべての地方銀行のカードがご利用可能となりました。このほか、インターネットバンキングサービス「ゆうちょダイレクト」をリニューアルし、通帳を発行しない総合口座「ゆうちょダイレクト+（プラス）」の取扱いを開始いたしました。

「資金運用戦略の展開」に向けた取組みとしては、安定的な調達構造の下、国債運用等により安定的収益の確保を目指すベース・ポートフォリオと、国際分散投資等により主に信用・市場リスクを取って、キャピタル・ゲイン（債券等の売買益）を含め収益の積み上げを図るサテライト・ポートフォリオの二つを基軸に、資産・負債を総合管理するA L M（Asset Liability Management）を展開いたしました。

「内部管理態勢の充実・経営基盤の強化」に向けた取組みとしては、金融庁へ提出した業務改善計画を推進し、コンプライアンス水準の向上、内部管理態勢の充実に取り組んだほか、上場企業として相応しい経営態勢の強化を目指し、ゆうちょ銀行のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する方針を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。

以上の結果、当年度、ゆうちょ銀行におきましては、年度末時点の貯金残高は177兆8,719億円（前期比0.09%増）となり、経常収益は1兆9,689億円（前期比5.25%減）、経常利益は4,819億円（前期比15.36%減）となりました。

※三井住友信託銀行株式会社、野村ホールディングス株式会社の共同出資により「SNJ準備株式会社」設立（2015年8月）。その後、ゆうちょ銀行、日本郵便が出資し、「JP投信株式会社」へ商号変更（2015年11月）。

生命保険業

かんば生命保険におきましては、1916年に創設された簡易生命保険の「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する。」という社会的使命を引き継ぎつつ、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指す」との方針の下、「大きくて、ユニークで、あたたかい会社」を目指し、企業価値の向上、より良いお客さまサービスの実現に向けた取り組みを行いました。

より良いお客さまサービスを実現するため、ご高齢のお客さま向けの「かんばプラチナライフサービス」の推進、コールセンター等に寄せられた声をもとにした利便性の改善に取り組んだほか、「心のこもったサービス」をお届けするため、日本郵便と協力し、「かんばつながる安心活動」を実施いたしました。

商品・サービスの向上におきましては、2015年10月に、「短期払養老保険」の販売を開始するとともに、お客さまの利便性を向上するため、お申込みと健康状態の告知がそろった時点から保障（責任）を開始し、ご契約成立後に口座振替等により第1回保険料を払い込みいただく「初回保険料後払制度」の取扱い及びご契約のお申込み時に保障（責任）の開始日を指定できる「責任開始日指定特則」の取扱いを開始いたしました。また、2016年3月には、再保険の引受けに関する金融庁及び総務省の認可を取得いたしました。加えて、2016年3月に第一生命保険株式会社との間で、海外生命保険事業、資産運用事業及び新商品・IT領域における共同研究の三領域を柱とした、包括的な業務提携を行うことについて基本合意いたしました。

保険金等支払管理態勢の整備・強化におきましては、支払品質の更なる向上や事務処理の効率化のため、支払業務システム（S A T I）を基盤とした支払審査事務の改善等に取り組みました。

内部管理態勢の充実・強化に向けた取り組みにおきましては、上場に伴いインサイダー取引防止のための規定の整備や役員、社員の研修に加え、情報セキュリティ管理態勢強化に取り組みました。また、上場企業として相応しい経営態勢の強化を目指し、かんば生命保険のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する方針を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定いたしました。

その他、統合的リスク管理（E R M：エンタープライズ・リスク・マネジメント）の定着に向けて、E R M態勢の高度化を進めており、これにより財務の健全性の維持と資本効率の向上を図りつつ、安定的な利益の確保、持続的な企業価値の向上を目指しました。

以上の結果、当年度、かんば生命保険におきましては、連結経常収益は9兆6,057億円（前期比5.54%減）、連結経常利益は4,115億円（前期比16.46%減）となりました。

■ 対処すべき課題

当社は、2016年度におきましても、郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等という目的が達成できるよう、グループ各社の経営の基本方針の策定及び実施の確保に努めてまいります。

ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式について、その全部を処分することを目指し、2社の経営状況、ユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとするという郵政民営化法の趣旨に沿って、所要の準備を行ってまいります。

そして、当社グループの企業価値向上を目指し、上記方針を踏まえたグループ各社の収益力強化策や更なる経営効率化等が着実に進展するよう、グループ運営を行ってまいります。あわせて、当社グループが抱える経営課題については、持株会社として、グループ各社と連携を深めながら必要な支援を行い、その解消に努めてまいります。コーポレートガバナンスの強化のため、グループ全体の内部統制に努めるとともに、コンプライアンス水準の向上を重点課題として、グループ各社に必要となる支援・指導を行い、不祥事再発防止等につきましても、取組みを推進・管理してまいります。

さらに、引き続き、グループ各社が提供するサービスの公益性及び公共性の確保や、お客さま満足度の向上に取り組むとともに、当社グループの社会的責任を踏まえたCSR活動や東日本大震災・平成28年（2016年）熊本地震の復興支援に、グループ各社とともに取り組んでまいります。

各事業セグメント別の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

郵便・物流事業

郵便・物流事業におきましては、次の収益増加及び生産性向上に向けた取組みを行います。

① 収益増加に向けた取組み

郵便・物流事業につきましては、引き続き、年賀状をはじめとしたスマートフォン等を使ったSNS連携サービスや手紙の楽しさを伝える活動の展開等により、郵便の利用の維持・拡大を図るとともに、受取利便性の高いサービスの推進、中小口のお客さまに対する営業の強化、お客さまの幅広いニーズに一元的に対応できる営業体制の構築に取り組めます。

特にゆうパック事業につきましては、戦略的な展開を図りながら、収支改善に取り組む、2016年度における単年度黒字化を目指します。

さらに、2016年1月から試行的な提供を開始したデジタル・メッセージ・サービス（「MyPost（マイポスト）」）の利用定着を図ります。

② 生産性向上に向けた取組み

引き続き、集配局の内務作業の集中・機械化による郵便・物流ネットワーク再編に取り組めます。

また、郵便局の業務効率の向上を目指し、引き続き、集配業務の生産性の向上、輸送効率の向上に取り組むほか、業務運行に必要な労働力を確保できるよう、地域ごとの状況を踏まえた効果的な募集活動及び定着に向けた取組みを行います。

国際物流事業

国際物流事業におきましては、トール社と日本郵便との連携によるシナジー効果を発揮し、アジアを中心とした日系企業等新規顧客の獲得、豪州における小売業等に対する積極的な営業展開や厳格なコスト管理、アジアを基点とした欧米地域の物流ニーズの獲得等により、収益拡大を図ってまいります。

金融窓口事業

金融窓口事業におきましては、次の収益増加及び生産性向上に向けた取組みを行います。

① 収益増加に向けた取組み

銀行窓口業務及び保険窓口業務をはじめとする金融サービスにつきましては、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険と連携した研修を通じた社員の営業力の強化や、日本郵便の関係会社である J P 投信株式会社の商品をはじめとする投資信託の販売を通じ、金融預かり資産重視の営業スタイルの更なる浸透や新契約拡大、新規利用顧客の拡大を図ります。また、がん保険等の提携金融サービスにつきましても、研修等を通じ、社員の営業力強化に取り組めます。

物販事業につきましては、他社との提携等により、商品の拡充・開発を行うとともに、販売チャネルの多様化を推進します。不動産事業につきましては、J P タワー、J P タワー名古屋、大宮 J P ビルディング、K I T T E 博多等の賃貸ビル事業のほか、賃貸住宅を主とした住宅事業及び駐車場事業を推進します。

② 生産性向上に向けた取組み

引き続き、郵便局の新規出店、店舗配置の見直し等を通じた郵便局ネットワークの最適化に取り組むほか、郵便局の業務効率の向上を目指し、郵便局の現金取扱いに関して、機器の増配備により資金管理体制の充実を図るとともに、郵便局への訪問支援や関連ツールの充実等による業務品質の向上に取り組めます。

銀行業

ゆうちょ銀行は、郵便局をメインとするネットワークによるリテール営業力に支えられた安定した資金調達や、強固な資本基盤、またそれらの特性を生かした A L M ・運用戦略によって、安定的な利益を創出してまいりましたが、現在の極めて厳しい経営環境下、全社一丸となって中期経営計画に盛り込んだ課題に取り組んでまいります。

特に、2013年以來の日本銀行の量的・質的金融緩和の効果浸透による歴史的な低金利の継続や、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入決定後の一段の金利低下により、ベース・ポートフォリオの収益減少が見込まれる中、安定的利益を確保するため、手数料ビジネスの強化、サテライト・ポートフォリオの収益増加、コスト削減を最重要事項として取り組めます。

① 顧客基盤の確保と手数料ビジネスの強化

ゆうちょ銀行は、日本郵便（郵便局）と連携してリテール営業力を強化し、引き続き、給与・年金口座といったメイン化商品等を活用し、お客さまのライフサイクルに応じ、様々なニーズに応えられる営業を展開することで、安定的な顧客基盤の確保に取り組めます。

また、リテール営業力を活用し、金利変動による影響を受けにくい手数料ビジネスの強化を図ります。特に、資産運用商品の販売や A T M 提携サービス等、成長が見込まれる分野を中心に取組みを強化します。

資産運用商品の販売では、J P 投信株式会社の投資信託商品など初めて投資をお考えのお客さまにとっても簡易で分かりやすい商品の提供、資産運用コンサルタントの育成・増員などコンサルティング営業の強化に注力します。

A T Mについては、設置場所の選択肢を広げる小型A T Mの導入をはじめとし、今後も利便性の高い場所へA T Mを設置していくとともに、同行A T Mネットワークの活用を通じて、地域金融機関との連携を図ります。

なお、ゆうちょ銀行は、郵政民営化法により、当座預金に相当する振替貯金を除き、原則として一の預金者から受け入れることができる預金等の額が制限されております。このうち通常貯金、定額貯金及び定期貯金等の預入限度額が、2016年4月に1,000万円から1,300万円に引き上げられました。

② 「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を踏まえたベース・ポートフォリオの運営

ベース・ポートフォリオでは、長期国債利回りがマイナスとなる場面が多くみられるようになるなど、資金運用を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。中長期的に安定的な収益の確保を図るスタンスの下、金利動向等に応じて機動的な運用を行ってまいります。

③ サテライト・ポートフォリオの資産内容充実

サテライト・ポートフォリオでは、国際分散投資を推進するとともに、プライベート・エクイティ、不動産等、新たな投資領域を開拓し、収益の向上に取り組んでいきます。このため、専門的人材の確保等、運用態勢を更に強化してまいります。

さらに、これらの運用の高度化に伴い、リスク管理態勢の充実、信用力評価及びモニタリング態勢、審査態勢の強化等によるリスク管理・審査態勢の高度化を図ります。

④ コスト削減等経営基盤の強化

ゆうちょ銀行では、これまでも経費の効率的使用に努めてきましたが、引き続き、顧客サービスの向上や成長に向けた投資を拡充する一方、生産性向上のためのB P R (Business Process Re-engineering) を継続し、より一層の効率化に努めます。

また、各種研修等を通じたコンプライアンス意識の更なる浸透、資産運用商品販売における顧客保護態勢の充実など、コンプライアンスの水準向上、内部管理態勢の充実を経営上の最重要課題として取り組みます。

生命保険業

かんば生命保険は、引き続き「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指す」という方針の下、成長に必要な経営基盤を確立するとともに、かんば生命保険の強みを更に強固にする商品・サービスを開発することで、本格的な成長軌道への転換に道筋をつけていくこととしています。

① 引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備

将来の成長戦略を描くために、基盤となる事務・システムインフラへの投資を行うことで、保険契約の引受から支払まで、簡易・迅速・正確に行う仕組みを構築し、ご契約の管理態勢を強化するとともに、質の高いサービスを提供してまいります。また、2017年1月の基幹系システム更改に合わせて、システムの開発・運用態勢をより強化することにより、システム品質・開發生産性の向上を目指してまいります。

② 販売チャネルの営業力強化

日本郵便と一体となって、かんぽ生命保険の新契約販売実績の大部分を占める郵便局チャネルの営業力を強化いたします。日本郵便の営業人材の確保を支援するとともに、育成による生産性向上を図ります。また、既にご契約いただいているお客さまへのご訪問等により営業活動量を増やし、新契約の拡大を目指してまいります。特に、ユニバーサルサービスの対象商品である養老保険・終身保険に特約を付加した販売を強化いたします。かんぽ生命保険の直営店チャネルでは、法人営業の態勢強化により、法人・職域・インナー（日本郵政グループ内）の各マーケットでの販売拡大を目指してまいります。

③ お客さまニーズに対応した商品開発、ご高齢のお客さまへのサービスの充実

お客さまニーズに対応した商品・サービスを開発することにより、お客さまの利便性向上に貢献するとともに、新契約の拡大につなげてまいります。

また、かんぽ生命保険の強みであり、今後も拡大が予測されるシニアマーケットにおいて、「ご高齢のお客さまに優しいビジネスモデル」を更に強化し、ご高齢のお客さまに質の高いサービスをご提供できるよう、すべてのお客さま接点をご高齢のお客さまの目線で見直す改革を推進してまいります。

④ 運用収益力の向上

資産運用につきましては、資産と負債のマッチングを推進するとともに、運用部門の態勢強化、運用資産の多様化を進めることにより、収益向上を目指してまいります。

⑤ 内部管理態勢の強化

経営の根幹である「募集品質の確保・コンプライアンスの徹底」を図り、「お客さまの声」を経営に活かす取組みを推進するとともに、リスク管理の強化を図ることで、内部管理態勢を強化いたします。

当社グループは、これらの取組みにおいて、着実な成果をお示しすることにより、株主の皆さまのご期待にお応えしてまいりたいと考えております。株主の皆さまには、何卒今後ともなお一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

■ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

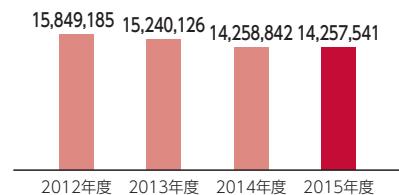
(単位：百万円)

区 分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度 (当期)
経常収益	15,849,185	15,240,126	14,258,842	14,257,541
経常利益	1,225,094	1,103,603	1,115,823	966,240
親会社株主に帰属する当期純利益	562,753	479,071	482,682	425,972
包括利益	1,551,771	717,123	2,212,035	△177,994
純資産額	12,448,197	13,388,650	15,301,561	15,176,088
総資産	292,892,975	292,246,440	295,849,794	291,947,080

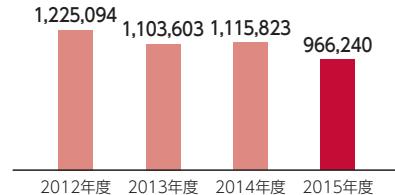
(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【ご参考】 連結決算の概要

経常収益 (単位：百万円)



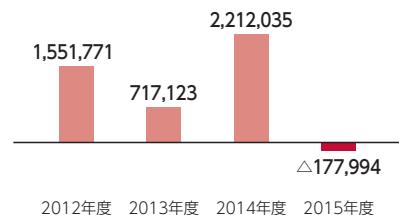
経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



包括利益 (単位：百万円)



純資産額 (単位：百万円)



総資産 (単位：百万円)



■ 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度 (当期)
営業収益	265,304	272,988	251,919	309,975
受取配当額（配当金）	105,353	131,253	119,517	209,245
郵便事業株式会社	—	—	—	—
日本郵便株式会社	4,706	15,015	8,721	—
株式会社ゆうちょ銀行	83,713	93,487	93,987	184,717
株式会社かんぽ生命保険	16,933	22,750	16,808	24,527
その他の子会社等	—	—	—	—
うち子会社	—	—	—	—
当期純利益（又は当期純損失）	145,228	155,090	131,181	94,311
1株当たりの当期純利益 （又は1株当たりの当期純損失）	32円27銭	34円46銭	29円15銭	21円53銭
総資産	9,711,170	9,740,129	9,107,178	8,418,459
郵便事業株式会社株式	—	—	—	—
日本郵便株式会社株式	400,000	400,000	1,000,000	1,000,000
株式会社ゆうちょ銀行株式	7,794,540	7,794,540	6,494,540	5,780,141
株式会社かんぽ生命保険株式	1,000,044	1,000,044	1,000,044	890,039
その他の子会社等株式等	714	714	7,714	7,714
うち子会社株式等	714	714	7,714	7,714

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当社の子会社等のうち、銀行業を営んでいるのは株式会社ゆうちょ銀行のみであり、保険業を営んでいるのは株式会社かんぽ生命保険のみであります。
 3. 「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が2012年10月1日に施行され、郵政民営化法が改正されたことにより、同日より郵便局株式会社は商号を日本郵便株式会社に変更し、郵便事業株式会社から会社の業務等を承継し、両社は合併いたしました。
 4. 当社は、2015年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。2012年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たりの当期純利益を算定しております。

3 企業集団の主要な事務所の状況

■ 当社

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
日本郵政株式会社	本社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	2007年10月1日

■ 郵便・物流事業、国際物流事業、金融窓口事業

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
日本郵便株式会社	本社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	2007年10月1日

(注) 日本郵便株式会社は、年度末現在、上記のほか、支社13箇所、郵便局24,126箇所（うち、簡易郵便局4,029箇所）を設置しております。

なお、このほか東日本大震災による一時閉鎖の郵便局が58箇所（うち、簡易郵便局14箇所）あります。

■ 銀行業

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
株式会社ゆうちょ銀行	本社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	2007年10月1日

(注) 株式会社ゆうちょ銀行は、年度末現在、上記のほか、エリア本部13箇所、営業所234箇所を設置しております。

■ 生命保険業

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
株式会社かんぽ生命保険	本社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	2007年10月1日

(注) 株式会社かんぽ生命保険は、年度末現在、上記のほか、エリア本部13箇所、支店82箇所を設置しております。

4 企業集団の使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減 (△)
郵便・物流事業	94,613名	95,827名	1,214名
国際物流事業	—	28,549名	28,549名
金融窓口事業	102,262名	102,240名	△22名
銀行業	12,889名	12,905名	16名
生命保険業	7,606名	7,890名	284名
その他	3,333名	3,465名	132名
うち当社	2,951名	2,886名	△65名
合 計	220,703名	250,876名	30,173名

(注) 使用人数は、就業者数を記載しており、臨時従業員を含んでおりません。

5 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

6 企業集団の資金調達状況

該当事項はありません。

7 企業集団の設備投資の状況

■ 設備投資の総額

(単位：百万円)

区 分	設備投資の総額
郵便・物流事業	169,983
国際物流事業	24,925
金融窓口事業	78,715
銀行業	36,609
生命保険業	82,136
その他	45,471
合 計	437,841

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

■ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

区 分	内 容	金 額
郵便・物流事業	郵便局施設・設備の改修	59,941
	郵便・物流ネットワーク再編	33,997
	次世代郵便情報システム	21,311
金融窓口事業	郵便局施設・設備の改修	8,306
	J Pタワー名古屋の新築工事	21,734
	現金自動入出金機の配備	18,043
銀行業	ゆうちょ総合5次システム	16,873
生命保険業	かんば総合情報システムの更改に関する機器及びソフトウェア	25,093
その他	大手町再開発ビルの権利取得	21,606

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

8 重要な親会社及び子会社等の状況

■ 親会社の状況

該当事項はありません。

■ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
日本郵便株式会社	東京都 千代田区	郵便・物流事業、国際物流 事業、金融窓口事業 (銀行代理業及び生命保険 募集業を含む。)	2007年 10月1日	400,000 百万円	100.00%	—
株式会社ゆうちょ銀行	東京都 千代田区	銀行業	2006年 9月1日	3,500,000 百万円	89.00%	—
株式会社かんぽ生命保険	東京都 千代田区	生命保険業	2006年 9月1日	500,000 百万円	89.00%	—

9 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2015年5月28日	日本郵便株式会社は、豪州物流企業Toll Holdings Limitedの発行済株式の100.00%を取得し、子会社化いたしました。

2. 会社役員に関する事項

1 会社役員の状況

(年度末現在)			
氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
西室泰三	取締役兼代表執行役社長 指名委員 報酬委員	日本郵便株式会社取締役 株式会社ゆうちょ銀行取締役 株式会社かんぽ生命保険取締役 株式会社東芝相談役	
鈴木康雄	取締役兼代表執行役上級 副社長 指名委員 報酬委員 内部統制総括担当	日本郵便株式会社取締役	
曾田立夫	取締役兼代表執行役副社長 不動産部門担当		
厚木進	取締役兼代表執行役副社長 監査部門担当		
小松敏秀	取締役兼代表執行役副社長 システム部門担当		
石井雅実	取締役	株式会社かんぽ生命保険取締役兼代表執行役社長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問	
高橋亨	取締役	日本郵便株式会社代表取締役社長兼執行役員社長	
長門正貢	取締役	株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長	2015年6月26日 付で当社取締役に 就任
笠間治雄	取締役(社外役員) 監査委員 報酬委員	弁護士 住友商事株式会社監査役(社外役員) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会 社監査役(社外役員) キューピー株式会社監査役(社外役員)	
野間光輪子	取締役(社外役員) 監査委員	日本ぐらし株式会社代表取締役 株式会社望月代表取締役	
御手洗富士夫	取締役(社外役員) 指名委員	キャノン株式会社代表取締役会長 CEO 株式会社読売新聞グループ本社監査役(社外役員)	

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
三村 明夫	取締役（社外役員） 指名委員長	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行取締役（社外役員） 株式会社産業革新機構取締役（社外役員） 東京海上ホールディングス株式会社取締役（社外役員） 株式会社日清製粉グループ本社取締役（社外役員）	
八木 柁	取締役（社外役員） 監査委員長	株式会社共同通信社監査役	
渡 文明	取締役（社外役員） 報酬委員長	J Xホールディングス株式会社名誉顧問 株式会社民間資金等活用事業推進機構代表取締役社長 学校法人成城学園理事長	
清野 智	取締役（社外役員） 報酬委員	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長 東北電力株式会社取締役（社外役員）	
石原 邦夫	取締役（社外役員） 指名委員	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東京急行電鉄株式会社監査役（社外役員）	2015年6月26日 付で当社取締役に 就任
犬伏 泰夫	取締役（社外役員）	株式会社神戸製鋼所名誉顧問 阪神国際港湾株式会社代表取締役会長	2015年6月26日 付で当社取締役に 就任
清水 徹	取締役（社外役員） 監査委員	株式会社日立保険サービス顧問	2015年9月3日 付で当社取締役に 就任
谷垣 邦夫	専務執行役 経営企画部門担当		
勝野 成治	専務執行役 コンプライアンス部門担 当、総務・人事部門担当		
福本 謙二	常務執行役 事業部門担当、経営企画部 門副担当（渉外業務）		
原口 亮介	常務執行役 経営企画部門副担当		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
市 倉 昇	常務執行役 経理・財務部門担当、総務・人事部門副担当 (株式業務、株主総会)		
稲 澤 徹	常務執行役 特命	日本郵便株式会社専務執行役員	2015年6月26日 付で当社執行役に 就任
立 林 理	常務執行役 特命	日本郵便株式会社常務執行役員	2015年6月26日 付で当社執行役に 就任
田 中 進	常務執行役 特命	株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役副社長	
千 田 哲也	常務執行役 特命	株式会社かんば生命保険常務執行役	
奥 公 彦	執行役 不動産部門副担当		
井 上 進	執行役 不動産部門副担当 (不動産開発分野において 不動産部門副担当を補佐)	日本郵便株式会社執行役員	
櫻 井 誠	執行役 事業部門副担当 (宿泊事業)		
小野寺 敦子	執行役 総務・人事部門副担当 (郵政大学校)		
宮 崎 良 治	執行役 不動産部門副担当 (不動産戦略部)		
菊 原 英 武	執行役 システム部門副担当 (プロジェクト品質管理)		
高 橋 克 之	執行役 システム部門副担当 (新規事業)		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
正村 勉	執行役 システム部門副担当 (グループIT企画部)		
泉 真美子	執行役 総務・人事部門副担当 (総務部)		
山本 満幸	執行役 コンプライアンス部門副 担当		2015年4月1日 付で当社執行役に 就任
天野 勝美	執行役 システム部門副担当		2015年6月26日 付で当社執行役に 就任
出西 信治	執行役 事業部門副担当 (病院管理)		2015年6月26日 付で当社執行役に 就任
森部 正道	執行役 総務・人事部門副担当 (労務)		2015年6月26日 付で当社執行役に 就任

- (注) 1. 取締役清水徹氏は、株式会社日立ソリューションズ等において、財務担当役員等を歴任し、その経歴を通じて培った財務及び会計に関する専門家として相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、監査の環境の整備、社内の情報の積極的な収集及び内部統制部門との十分な連携が必要であることから、八木証氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 社外取締役である笠間治雄、野間光輪子、御手洗富士夫、三村明夫、八木証、渡文明、清野智、石原邦夫、犬伏泰夫及び清水徹の各氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
4. 取締役兼代表執行役社長西室泰三氏は、2015年4月1日付で株式会社うちよ銀行取締役兼代表執行役社長に就任し、同年5月11日付で同社代表執行役社長を辞任しております。また、同氏は、2016年3月31日をもって当社代表執行役社長を辞任しております。
5. 取締役長門正貢氏は、2015年5月11日付で株式会社うちよ銀行取締役兼代表執行役社長に就任し、2016年3月31日をもって同社代表執行役社長を辞任しております。また、同氏は、2016年4月1日付で当社代表執行役社長に就任しております。
6. 取締役御手洗富士夫氏は、2016年3月30日付でキャノン株式会社代表取締役会長CEOに就任しております。
7. 当年度中の主な異動は次のとおりです。

氏名	異動後の地位	異動前の地位	異動日
鈴木 康雄	取締役兼代表執行役上級副社長	取締役兼代表執行役副社長	2015年6月26日

当年度中に辞任した会社役員

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
井澤 吉幸	取締役		2015年4月30日付で当社取締役を辞任
木村 恵司	取締役（社外役員）	三菱地所株式会社取締役会長（代表取締役） 一般社団法人不動産協会理事長	2016年2月22日付で当社取締役を辞任
壺井 俊博	常務執行役 特命	日本郵便株式会社代表取締役副社長兼執行役員 副社長	2015年6月23日付で当社執行役を辞任
中山 雅之	常務執行役 システム部門副担当		2016年1月1日付で当社執行役を辞任

(注) 地位及び担当、重要な兼職は辞任時点のものであります。

2 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	12名	85
執行役	26名	558
計	38名	643

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役と執行役の兼務者5名及び主要な子会社等に属し専ら各子会社等の業務執行を行っている取締役3名に対しては、当社取締役としての報酬等は支給していません。また、主要な子会社等に属し専ら各子会社等の業務執行を行っている執行役6名については、当社執行役としての報酬等は支給していません。
3. 役員退職慰労金及び役員賞与はございません。

各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社の取締役及び執行役の報酬等につきましては、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を以下のように定め、この方針に則って報酬等の額を決定しております。

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた報酬を基準金額とし、同金額に個人別の評価を反映させた一部変動金額報酬を支給するものとする。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮し相応と思われる程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた金額を基準とし、同金額に事業計画の達成状況等により評価された結果を反映させた報酬を支給する。その基準金額の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮し相応と思われる程度とし、変動幅については、年収比適切な比率を設定する。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回る者となる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

なお、国家公務員からの出向者が執行役に就任した場合にあっては、当該執行役の退任時（退任後、引き続いて国家公務員となる場合を除く。）に国家公務員としての在職期間を通算の上、社員の退職手当規程を準用して算出された退職慰労金を支給できるものとする。

- (注) 当年度末における内容を記載しております。なお、当社は、2016年4月26日開催の報酬委員会において、業績連動型株式報酬制度の導入に伴う改定（2016年6月23日付）を行っております。改定後の方針につきましては、当社ホームページに掲載の「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」をご参照ください。
(http://www.japanpost.jp/group/governance/pdf/02_09.pdf)

3 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
石井雅実	<p>会社法第427条第1項及び定款の規定により、取締役（同項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額としております。</p>
高橋亨	
長門正貢	
笠間治雄	
野間光輪子	
御手洗富士夫	
三村明夫	
八木 柁	
渡 文明	
清野 智	
石原邦夫	
犬伏泰夫	
清水 徹	

- (注) 1. 氏名は、年度末現在において責任限定契約を締結している取締役の氏名を記載しております。
 2. 取締役長門正貢氏との間で締結した責任限定契約は、同氏が2016年4月1日付で当社代表執行役社長に就任したことから、2016年3月31日をもって終了しております。

当年度中に辞任した取締役

氏名	責任限定契約の内容の概要
木村恵司	<p>会社法第427条第1項及び定款の規定により、取締役（同項に定める非業務執行取締役等であるものに限る。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に掲げる金額の合計額としております。</p>

- (注) 氏名は、在任中責任限定契約を締結していた取締役の氏名を記載しております。

3. 社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
笠間 治雄	弁護士 住友商事株式会社監査役（社外役員） 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社監査役（社外役員） キューピー株式会社監査役（社外役員）
野間 光輪子	日本ぐらし株式会社代表取締役 株式会社望月代表取締役
御手洗 富士夫	キャノン株式会社代表取締役会長 CEO 株式会社読売新聞グループ本社監査役（社外役員）
三村 明夫	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行取締役（社外役員） 株式会社産業革新機構取締役（社外役員） 東京海上ホールディングス株式会社取締役（社外役員） 株式会社日清製粉グループ本社取締役（社外役員）
八木 柁	株式会社共同通信社監査役
渡 文明	JXホールディングス株式会社名誉顧問 株式会社民間資金等活用事業推進機構代表取締役社長 学校法人成城学園理事長
清野 智	東日本旅客鉄道株式会社取締役会長 東北電力株式会社取締役（社外役員）
石原 邦夫	東京海上日動火災保険株式会社相談役 東京急行電鉄株式会社監査役（社外役員）
犬伏 泰夫	株式会社神戸製鋼所名誉顧問 阪神国際港湾株式会社代表取締役会長
清水 徹	株式会社日立保険サービス顧問

- (注) 1. 取締役御手洗富士夫氏は、2016年3月30日付でキャノン株式会社代表取締役会長CEOに就任しております。
2. 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

当年度中に辞任した社外役員

氏名	兼職その他の状況
木村 恵司	三菱地所株式会社取締役会長（代表取締役） 一般社団法人不動産協会理事長

- (注) 1. 兼職その他の状況は辞任時点（2016年2月22日）のものであります。
2. 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、開示すべき関係はありません。

2 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
笠間 治雄	2年9か月	当年度取締役会16回開催のうち15回に出席 当年度監査委員会24回開催のうち24回に出席	法曹界における知識及び経験に基づき、当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
野間 光輪子	2年9か月	当年度取締役会16回開催のうち16回に出席 当年度監査委員会24回開催のうち24回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
御手洗 富士夫	2年9か月	当年度取締役会16回開催のうち13回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
三村 明夫	2年9か月	当年度取締役会16回開催のうち14回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
八木 柁	2年9か月	当年度取締役会16回開催のうち16回に出席 当年度監査委員会24回開催のうち24回に出席	大手通信社における経験及び見識に基づき、当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
渡 文明	2年9か月	当年度取締役会16回開催のうち13回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
清野 智	1年9か月	当年度取締役会16回開催のうち15回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
石原 邦夫	9か月	就任後における当年度取締役会14回開催のうち12回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
犬伏泰夫	9か月	就任後における当年度取締役会14回開催のうち13回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。
清水徹	6か月	就任後における当年度取締役会11回開催のうち11回に出席 就任後における当年度監査委員会13回開催のうち13回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。

- (注) 1. 在任期間は、2016年3月31日現在の在任期間を記載しております。
2. 在任期間は、1か月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

当年度中に辞任した社外役員

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
木村恵司	2年7か月	在任中における当年度取締役会13回開催のうち8回に出席	企業経営者としての経験に基づき、経営的見地から当社の経営課題等につき必要な発言を行っております。

- (注) 1. 在任期間は、辞任時点（2016年2月22日）の在任期間を記載しております。
2. 在任期間は、1か月に満たない期間を切り捨てて表示しております。

3 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	11名	84	0

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 役員退職慰労金及び役員賞与はございません。

4. 株式に関する事項

1 株式数

発行可能株式総数 18,000,000千株

発行済株式の総数 4,500,000千株

2 当年度末株主数

579,701名

3 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	3,622,098千株	87.98%
日本郵政従業員持株会	39,151千株	0.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	18,415千株	0.44%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,482千株	0.27%
STATE STREET BANK WEST CLIENT- TREATY 505234	6,378千株	0.15%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	6,191千株	0.15%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,060千株	0.14%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	4,725千株	0.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	4,722千株	0.11%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	4,719千株	0.11%

(注) 1. 持株数等につきましては、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率につきましては、自己株式 (383,306千株) を控除して計算しております。

3. 当社は、2015年10月19日開催の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得を決議し、下記のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得理由

当社の資本効率の向上、政府が保有する当社株式の売却による復興財源確保への貢献及び郵政民営化の推進に資するために、自己株式の取得を行ったものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-----------|------------------|
| ① 株式の種類 | 普通株式 |
| ② 株式の総数 | 383,306,000株 |
| ③ 取得価格の総額 | 730,964,542,000円 |
| ④ 取得日 | 2015年12月3日 |

なお、自己株式の取得においては、取引条件の公正性を担保するための措置として、株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）を利用し、前日の株価終値での取得を行っており、当社の利益を害さないように留意しております。

また、自己株式の取得の取締役会の決議は、支配株主との間に利害関係を有しない出席取締役16名（うち社外取締役8名）により、上記の趣旨を確認するとともに、今後の資本政策の可能性を考慮し、十分な審議を行った上で、出席取締役の全員一致によりなされており、当社の利益を害さないものと判断しております。

5. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 徳田 省三 指定有限責任社員 武久 善栄 指定有限責任社員 小倉 加奈子	75	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である株式上場準備に関するアドバイザー業務等について対価を支払っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。
 3. 当社及び子法人等（子会社を含みます。以下同じ。）が、会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、1,108百万円であります。
 なお、当社の「当該事業年度に係る報酬等」のうち、当該事業年度に係る連結損益計算書に計上されていない19百万円は、この合計額に含まれておりません。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 会計監査人に関するその他の事項

■ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

■ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その内容は以下のとおりであります。

- 1 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「3事業会社」という。）との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書（以下「グループ運営覚書」という。）を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前承認申請又は報告（株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険にあっては事前協議又は報告）を求める。
 - (2) グループ内取引が適正に行われ、グループ各社の健全性に重大な影響を及ぼすことのないよう、グループ運営覚書において、グループ内取引に関する基本方針及びグループ各社が遵守すべき事項等について定める。
- 2 当社の執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) グループの経営理念、経営方針及び行動憲章を定め、グループ各社の役職員が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、グループ運営覚書において、コンプライアンス態勢の基本的枠組みを構築する。
 - (2) グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、グループの経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について審議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (3) 当社の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。また、グループ運営覚書において、3事業会社にコンプライアンス・マニュアルの作成、研修の実施などによるコンプライアンスの徹底を求める。
 - (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、グループの行動憲章に基づき、グループ全体として断固対決する姿勢を持ち、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除する。また、平素からグループ各社及び警察等の外部専門機関と連携をとり、違法行為や不当要求行為等には毅然と対応する。
 - (5) グループの財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、グループ運営覚書において、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び報告に関するルールを定める。また、財務報告に係る内部統制の整備等を統括する部署及び財務報告に係る内部統制の独立的評価を実施する部署を設置し、グループの財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議及び監査委員会に報告する。
 - (6) 法令又は社内規則の違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知する。
 - (7) 被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施する。また、グループ運営覚書において、3事業会社に実効性のある内部監査を求めるとともに、内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等のモニタリングを行い、その結果を経営会議及び監査委員会に報告する。

- 3 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、管理対象リスクなどリスク管理に当たって遵守すべき基本事項をグループ運営覚書に定める。
 - (2) グループのリスク管理を統括する部署を設置し、グループが抱えるリスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、発生リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、グループのリスク管理の実施状況を、経営会議に報告する。
 - (3) 当社のリスク管理について、管理方針及び管理規程により、リスクの区分、管理方法、管理態勢等を定めて実施する。また、リスク管理に係る重要な事項は経営会議において審議する。
 - (4) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、グループ運営覚書において、危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールを定める。
- 4 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
経営会議規則及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。
- 5 当社の執行役並びに子会社の取締役及び執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
 - (2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。
 - (3) 効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、グループ経営に関する重要事項を課題ごとに議論し、認識の共有を図るためにグループ運営会議を設置する。
- 6 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- 7 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 8 監査委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会事務局の使用人は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の指揮命令に従い、調査を行い報告を受ける等の業務を実施する。
- 9 監査委員会への報告に関する体制
 - (1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的にグループの内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
 - (2) 内部監査部門を所管する執行役は、グループの内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。

- (3) コンプライアンス部門を所管する執行役は、グループのコンプライアンス推進状況及びコンプライアンス違反の発生状況等について、定期的に監査委員会に報告する。
また、内部通報等により発覚したグループの重大なコンプライアンス違反事案（そのおそれのある事案を含む。）については、速やかに監査委員に報告する。
- (4) 執行役及び使用人は、グループの経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
- (5) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、グループの業務執行に関する事項を報告する。
- (6) 監査委員会又は監査委員に報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならないものとする。
- 10 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- 11 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表執行役は、当社の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- (3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、3事業会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

- ・当社グループの内部統制及びコーポレートガバナンスの更なる強化を目的として、「内部統制等総括会議」を設置し、内部統制又はコーポレートガバナンスに関する必要な事項について審議しております。
- ・「内部統制システムの構築に係る基本方針」の運用状況について、四半期ごとに内部統制等総括会議、経営会議、監査委員会及び取締役会に報告することにより、内部統制システムが有効に機能しているか確認しております。

② グループ運営体制

- ・当社は、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下「3事業会社」といいます。）との間で日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書（以下「グループ運営覚書」といいます。）を締結し、グループ共通の理念、方針その他のグループ運営に係る基本的事項について合意しており、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明度確保に必要な事項については、承認・協議又は報告を求める体制を構築しております。

・グループ運営覚書に基づき、当社は3事業会社から重要なグループ内取引等について報告等を受け、適切に点検を行うことにより、グループ内取引が適正に行われる体制を確保しております。

③ コンプライアンス体制

- ・当社グループでは、コンプライアンスが経営の最重要課題のひとつであることを認識し、コンプライアンス委員会及び業務推進部署から独立したコンプライアンス統括部署の設置等、実効性のあるコンプライアンス態勢を整備しております。
- ・コンプライアンス推進の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、その取組状況をコンプライアンス委員会、経営会議、監査委員会及び取締役会に定期的に報告しております。
- ・コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・ハンドブック」の作成・配布、研修の実施等で役員及び社員のコンプライアンス意識向上に取り組んでおります。
- ・コンプライアンス違反の発生及びその拡大の未然防止、早期解決を図るため内部通報窓口を社内及び社外に設置し、その利活用について研修及び「コンプライアンス・ハンドブック」により社員へ周知しております。

④ 反社会的勢力排除体制

- ・「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対決する」ことを日本郵政グループ行動憲章に明記するほか、反社会的勢力との関係遮断に関する「経営トップの宣言」をディスクロージャー誌及びホームページに掲載しております。
- ・取引先との契約書に「表明・確約条項」及び「暴力団排除条項」を明記するとともに、警察・弁護士等の外部専門機関等との連携強化により、反社会的勢力との一切の関係を遮断し排除しております。

⑤ リスク管理体制

- ・日本郵政株式会社リスク管理基本方針に基づき、グループ及び当社のリスク管理の状況について、四半期ごとに経営会議、監査委員会及び取締役会に報告しております。
- ・グループ運営覚書において定められた危機管理態勢及び危機対応策等に関するルールに基づき、訓練の実施状況及び危機管理態勢の整備状況について、日本郵政グループ危機管理委員会へ報告しております。

⑥ 内部監査体制

- ・内部監査規程等に基づき、内部監査を実施し、その結果を経営会議、監査委員会及び取締役会へ報告しております。
- ・グループ運営覚書に基づき、3事業会社の監査部門に対し、内部監査の実施状況や内部監査体制の状況等のモニタリングを行い、その結果を経営会議、監査委員会及び取締役会へ報告しております。

⑦ 財務報告に係る体制

- ・当社は、金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（企業会計審議会）に準拠し、内部統制に係る評価を実施しております。また、年度評価計画、進捗状況、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制の有効性の判断結果等を経営会議、監査委員会及び取締役会に報告しております。

⑧ 情報保存管理体制

- ・文書管理規程において各種情報の保存及び管理の方法等を明確化していることに加えて、意思決定手続きの迅速化や内部統制の高度化のため、重要な業務執行等の意思決定について、決裁手続きを電子化する準備を進めております。
- ・経営会議議事録については、正確に記録・作成し、情報の保存及び管理を適切に行っております。

⑨ 効率的職務執行体制

- ・経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について審議しております。また、定期的にグループ運営会議を開催し、グループ経営に関する重要事項の課題等を議論しております。
- ・組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌並びに執行役の職務権限及び責任を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図っております。

⑩ 監査委員会関連体制

- ・内部監査部門及びコンプライアンス部門等、内部統制部門を所管する執行役は監査委員会に定期的に報告を行うとともに、役員及び社員は監査委員会の監査に必要な情報を随時報告しております。
- ・監査委員会の職務を補助するため、執行部門から独立した事務局を設置し、必要な人員を配置しております。また、監査委員会の職務の執行に必要な費用については、必要額を予算計上し、監査委員会の活動が制約なく行われるようにしております。
- ・監査委員会は、会計監査人及び3事業会社の監査委員会又は監査役と定期的に意見交換を行うなどして連携を図っております。代表執行役と監査委員会は、経営上の重要事項について定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努めております。

8. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続して安定的に行うことを基本方針としております。

剰余金の配当につきましては、内部留保の充実に留意しつつ、資本効率を意識し、着実な株主への利益還元を実現するため、2018年3月期末までの間は連結配当性向50%以上を目安に、安定的な1株当たり配当を目指してまいります。

当社は、中間配当及び期末配当にて年2回に分けて剰余金の配当を行う方針ですが、2016年3月期の剰余金の配当については、期末配当のみ行うこととし、中間配当は、2017年3月期の剰余金の配当より行います。基準日が2016年3月期に属する剰余金の配当については、上場から当該配当の基準日までの期間が6か月未満であることを考慮し、その配当金額は当該事業年度の純利益の25%以上を目安とする方針であり、業績等を総合的に判断して、2016年5月13日の取締役会決議に基づき、1株当たり25円といたします。

内部留保資金につきましては、企業価値の向上を目指すべく、成長機会獲得のための投資や資本効率を意識した資本政策などに活用してまいります。

なお、日本郵政株式会社法第11条に基づき、当社の剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）については、総務大臣の認可を受けなければその効力を生じません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	48,258,991
コールローン	1,338,837
債券貸借取引支払保証金	10,931,820
買入金銭債権	608,659
商品有価証券	187
金銭の信託	5,205,658
有価証券	207,720,339
貸出金	11,520,487
外国為替	25,328
その他資産	1,547,434
有形固定資産	3,168,469
建物	1,175,028
土地	1,559,628
建設仮勘定	96,393
その他の有形固定資産	337,419
無形固定資産	796,091
ソフトウェア	337,932
のれん	414,385
その他の無形固定資産	43,773
退職給付に係る資産	27,629
繰延税金資産	729,307
支払承諾見返	75,000
貸倒引当金	△ 7,163
資産の部合計	291,947,080

科 目	金 額
(負債の部)	
貯金	176,090,188
コールマネー	22,536
保険契約準備金	74,934,165
支払備金	635,167
責任準備金	72,362,503
契約者配当準備金	1,936,494
債券貸借取引受入担保金	16,772,037
外国為替	338
その他負債	4,464,641
賞与引当金	103,755
退職給付に係る負債	2,281,439
価格変動準備金	782,268
繰延税金負債	1,244,621
支払承諾	75,000
負債の部合計	276,770,992
(純資産の部)	
資本金	3,500,000
資本剰余金	4,134,853
利益剰余金	3,525,932
自己株式	△ 730,964
株主資本合計	10,429,821
その他の有価証券評価差額金	3,318,181
繰延ヘッジ損益	△ 373,232
為替換算調整勘定	△ 56,856
退職給付に係る調整累計額	379,835
その他の包括利益累計額合計	3,267,928
非支配株主持分	1,478,338
純資産の部合計	15,176,088
負債及び純資産の部合計	291,947,080

連結損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		14,257,541
郵便事業収益	2,423,530	
銀行事業収益	1,967,489	
生命保険事業収益	9,605,645	
その他経常収益	260,875	
経常費用		13,291,300
業務費	10,506,104	
人件費	2,556,654	
減価償却費	214,340	
その他経常費用	14,200	
経常利益		966,240
特別利益		15,200
固定資産処分益	5,529	
負ののれん発生益	849	
移転補償金	2,675	
受取補償金	215	
受取和解金	2,825	
事業譲渡益	2,315	
その他の特別利益	789	
特別損失		132,493
固定資産処分損	7,044	
減損損失	13,396	
価格変動準備金繰入額	70,100	
老朽化対策工事に係る損失	36,066	
その他の特別損失	5,884	
契約者配当準備金繰入額		178,004
税金等調整前当期純利益		670,943
法人税、住民税及び事業税	329,971	
法人税等調整額	△ 93,361	
法人税等合計		236,610
当期純利益		434,333
非支配株主に帰属する当期純利益		8,361
親会社株主に帰属する当期純利益		425,972

連結株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,503,856	3,149,937	-	11,153,793
当期変動額					
剰余金の配当			△ 50,100		△ 50,100
親会社株主に帰属する 当期純利益			425,972		425,972
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 369,002			△ 369,002
自己株式の取得				△ 730,964	△ 730,964
連結される子会社と非 連結の子会社との合併 による増加			122		122
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△ 369,002	375,995	△ 730,964	△ 723,971
当期末残高	3,500,000	4,134,853	3,525,932	△ 730,964	10,429,821

	その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,389,261	△ 666,430	160	422,048	4,145,039	2,728	15,301,561
当期変動額							
剰余金の配当							△ 50,100
親会社株主に帰属する 当期純利益							425,972
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							△ 369,002
自己株式の取得							△ 730,964
連結される子会社と非 連結の子会社との合併 による増加							122
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△ 1,071,079	293,197	△ 57,016	△ 42,212	△ 877,111	1,475,609	598,498
当期変動額合計	△ 1,071,079	293,197	△ 57,016	△ 42,212	△ 877,111	1,475,609	△ 125,473
当期末残高	3,318,181	△ 373,232	△ 56,856	379,835	3,267,928	1,478,338	15,176,088

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 290社
 主要な会社名
 日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険
 なお、Toll Holdings Limited（以下「トール社」）及び傘下の子会社、J P ツーウェイコンタクト株式会社、J P 損保サービス株式会社を株式取得により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
- (2) 非連結の子会社及び子法人等 4社
 東京米油株式会社、日本郵便メンテナンス株式会社、株式会社日搬、株式会社ゆーテック
 非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
 該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等 24社
 株式会社ジェイエイフーズおおいた、リンベル株式会社、セゾン投信株式会社、SDPセンター株式会社、日本ATMビジネスサービス株式会社、J P 投信株式会社、トール社傘下の関連会社
 なお、J P 投信株式会社を新規設立により、トール社傘下の関連会社を株式取得により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 4社
 東京米油株式会社、日本郵便メンテナンス株式会社、株式会社日搬、株式会社ゆーテック
 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (4) 持分法非適用の関連法人等
 該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

6月末日	13社
12月末日	26社
1月末日	1社
3月末日	250社

(2) 12月末日を決算日とする連結される子会社のうち25社と、6月末日及び1月末日を決算日とする連結される子会社については、仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結される子会社については、決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券は原則として、株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。）については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同様の方法によっております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～50年
その他	2年～75年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）、商標権については発生原因に応じた期間（主として20年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

① 当社並びに連結される子会社及び子法人等（銀行子会社及び保険子会社を除く。）の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

② 銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

③ 保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は211百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～14年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

② 退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用（以下「整理資源」という。）の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付に係る資産」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

- ③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用（以下「恩給負担金」という。）の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

- (8) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

- (9) 重要なヘッジ会計の方法

- ① 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

- ② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

- (10) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

- (11) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- (12) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2010年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い、当連結会計年度に積み立てた額は179,558百万円であります。

- (13) その他

当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ367,499百万円増加しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が369,002百万円減少しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は369,002百万円減少しております。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

1. 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

2. 適用予定日

当社は、当該適用指針を2016年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「のれん」（前連結会計年度は2百万円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式総額（連結される子会社及び子法人等の株式を除く） 17,350百万円

2. 有担保の消費貸借契約（代用有価証券担保付債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に100,126百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券及び現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは10,952,165百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、ありません。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	34,148,969百万円
担保資産に対応する債務	
貯金	18,983,827百万円
債券貸借取引受入担保金	16,772,037百万円
その他負債	554,522百万円
支払承諾	75,000百万円

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保、先物取引証拠金の代用等として、有価証券4,268,434百万円、現金預け金30百万円を差し入れております。

5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額は13,563,423百万円、時価は15,062,160百万円であります。

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分
- ② かんば生命保険契約（一般）商品区分
- ③ かんば生命保険契約（一時払年金）商品区分

6. 銀行子会社における当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件に基づいて、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、ありません。

また、保険子会社における貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高はありません。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 1,150,768百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 62,919百万円

9. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	2,074,919百万円
契約者配当金支払額	316,246百万円
利息による増加等	132百万円
年金買増しによる減少	315百万円
契約者配当準備金繰入額	178,004百万円
期末残高	1,936,494百万円

10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は314百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は558百万円であります。

11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における保険子会社の今後の負担見積額は26,866百万円であります。
なお、当該負担金は、拠出した連結会計年度の業務費として処理しております。
12. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額46,712,164百万円を積み立てております。
また、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金2,011,685百万円、価格変動準備金635,806百万円を積み立てております。
13. 連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。
14. システムに係る役務提供契約（ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約）で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

1年内	2,173百万円
1年超	139百万円
15. 偶発債務に関する事項
連結される子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、2016年3月31日現在、発生する可能性のある解約補償額は95,561百万円であります。
なお、連結される子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

連結損益計算書に関する注記

1. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構からの受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のため、当連結会計年度において契約者配当準備金へ170,458百万円を繰り入れております。
2. これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等に対して、緊急に必要な工事を実施することとしております。
これに伴い、特別損失として、「老朽化対策工事に係る損失」を36,066百万円計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結 会計年度期首 株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,000	4,350,000	—	4,500,000	(注)

(注) 普通株式の株式数の増加4,350,000千株は、当社が2015年8月1日付で株式1株につき30株の株式分割を行ったことによるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結 会計年度期首 株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	—	383,306	—	383,306	(注)

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加383,306千株は、2015年10月19日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得したことによるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年 5月15日 取締役会	普通株式	50,100	334.00	2015年3月31日	2015年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの(予定)

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年 5月13日 取締役会	普通株式	102,917	利益剰余金	25.00	2016年3月31日	2016年6月24日

(注) 剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっており、上記効力発生日までに認可を得ることを前提としております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社の保有する金融資産・負債の多くは金利変動による価値変化等を伴うものであるため、将来の金利・為替変動により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。

このため、両社それぞれにおいて、資産負債の総合管理（ALM）を実施して収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、先物外国為替等のデリバティブ取引も行っております。

デリバティブ取引は運用資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則としてヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。

また、両社とも、収益向上の観点から、リスク管理態勢の強化に努めつつ、許容可能な範囲でリスク資産への運用にも取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社が保有する金融資産の主なものは、国債を中心とする国内債券や外国債券等の有価証券、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などです。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

ALMの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券、貸出金、定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。

また、通貨関連取引については、銀行子会社及び保険子会社が保有する外貨建資産の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段等として、通貨スワップ又は為替予約取引を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、日本郵政グループ各社が管理対象とするべきリスク区分などリスク管理に当たって遵守すべき基本事項を事業子会社各社との間の「グループ運営のルールに関する覚書」に定め、グループのリスク管理を実施しております。

さらに、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告するとともに、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢などの協議を行っております。

市場リスク・信用リスク等のリスクについては、それぞれの会社において計量化するリスクを特定し、客観性・適切性を確保した統一的な尺度であるVaR（バリュー・アット・リスク：一定の確率のもとで被る可能性がある予想最大損失額）等により計測しております。当社は個々の会社ごとに計測されたリスク量が各社の資本量に対して適正な範囲に収まることを確認することによりリスクを管理しております。

① 信用リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ信用リスク管理に関する諸規程に基づき、VaRにより信用リスク量を定量的に計測・管理しております。また、与信集中リスクを抑えるために、個社及び企業グループごとに「与信限度」等を定め、期中の管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ市場リスク管理に関する諸規程に基づき、VaRにより市場リスク量を定量的に計測・管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ資金繰りに関する指標等を設定し、資金流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	48,258,991	48,258,991	—
(2) コールローン	1,338,837	1,338,837	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	10,931,820	10,931,820	—
(4) 買入金銭債権	608,659	608,659	—
(5) 商品有価証券			
売買目的有価証券	187	187	—
(6) 金銭の信託	5,205,658	5,205,658	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	94,307,429	104,001,352	9,693,922
責任準備金対応債券	13,563,423	15,062,160	1,498,737
その他有価証券	99,829,966	99,829,966	—
(8) 貸出金	11,520,487		
貸倒引当金（*1）	△ 183		
	11,520,303	12,463,004	942,701
資産計	285,565,277	297,700,638	12,135,360
(1) 貯金	176,090,188	176,544,347	454,159
(2) コールマネー	22,536	22,536	—
(3) 債券貸借取引受入担保金	16,772,037	16,772,037	—
負債計	192,884,761	193,338,920	454,159
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(45)	(45)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(611,032)	(611,032)	—
デリバティブ取引計	(611,078)	(611,078)	—

- (※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。
- (※ 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
なお、金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金及び有価証券の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、短期間（1年以内）で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(5) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(6) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「金銭の信託に関する注記」に記載しております。

(7) 有価証券

取引所の価格、店頭取引による価格、又は市場価格に準じて合理的に算定された価額等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券に関する注記」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) コールマネー、(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、短期間（1年以内）で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約・通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（7）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*）	19,520
合計	19,520

（*）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	47,285,776	—	—	—	—	—
コールローン	1,338,837	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払 保証金	10,931,820	—	—	—	—	—
買入金銭債権	400,231	59,492	58,419	13,967	4,127	67,636
有価証券						
満期保有目的の債券	16,869,781	19,516,035	9,832,998	17,851,271	5,440,581	24,218,660
責任準備金対応債券	1,425,492	3,447,125	1,595,580	1,832,354	1,477,381	3,696,200
その他有価証券のうち 満期があるもの	7,362,760	16,497,601	20,353,592	11,780,213	10,664,911	4,292,224
貸出金	2,210,499	2,368,547	2,069,594	1,586,822	1,659,332	1,622,590
合計	87,825,199	41,888,802	33,910,184	33,064,629	19,246,334	33,897,311

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	80,020,236	30,948,556	20,184,082	18,310,254	26,627,057	—
コールマネー	22,536	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入 担保金	16,772,037	—	—	—	—	—
合計	96,814,809	30,948,556	20,184,082	18,310,254	26,627,057	—

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2016年3月31日現在）

売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額ははありません。

2. 満期保有目的の債券（2016年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	79,153,202	88,000,287	8,847,084
	地方債	8,384,496	8,918,422	533,925
	社債	6,571,514	6,877,469	305,954
	その他	194,744	229,801	35,057
	小計	94,303,958	104,025,980	9,722,022
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	400	399	△0
	社債	3,071	3,070	△1
	その他	—	—	—
	小計	3,471	3,469	△1
合計		94,307,429	104,029,450	9,722,020

3. 責任準備金対応債券（2016年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	12,913,582	14,367,701	1,454,119
	地方債	517,065	551,080	34,015
	社債	132,776	143,378	10,602
	小計	13,563,423	15,062,160	1,498,737
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		13,563,423	15,062,160	1,498,737

4. その他有価証券（2016年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	14	1	12
	債券	49,935,011	47,791,634	2,143,376
	国債	34,372,050	32,626,621	1,745,429
	地方債	5,969,363	5,841,062	128,301
	短期社債	—	—	—
	社債	9,593,596	9,323,950	269,646
	その他	27,041,204	24,440,327	2,600,877
	小計	76,976,230	72,231,963	4,744,266
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	904,848	907,545	△ 2,697
	国債	10,504	10,594	△ 90
	地方債	390,679	391,280	△ 600
	短期社債	204,995	204,995	—
	社債	298,669	300,675	△ 2,006
	その他	23,272,546	23,744,084	△ 471,538
	小計	24,177,395	24,651,630	△ 474,235
合計		101,153,625	96,883,594	4,270,031

5. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。
6. 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券は、該当ありません。
7. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	25,821	11,265	△ 1
債券	8,755,351	6,365	△ 681
国債	8,749,632	6,357	△ 594
社債	5,718	8	△ 86
その他	1,329,429	11,103	△ 12,032
合計	10,110,602	28,734	△ 12,714

金銭の信託に関する注記

1. 運用目的の金銭の信託（2016年3月31日現在）
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（2016年3月31日現在）
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2016年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	5,205,658	4,157,777	1,047,881	1,129,467	△ 81,585

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

(1) 当社及び主な連結される子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、一部の連結される子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、当社の退職給付債務には、整理資源及び恩給負担金に係る負担額が含まれております。

なお、整理資源及び恩給負担金に係る負担額について、退職給付信託を設定しております。

(2) 一部の連結される子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、2015年10月より、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）」に基づく退職等年金給付の制度への当社及び一部の連結される子会社の要拠出額は、当連結会計年度6,354百万円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,896,921	百万円
勤務費用	122,445	
利息費用	17,716	
数理計算上の差異の発生額	10,980	
退職給付の支払額	△ 201,660	
その他	425	
退職給付債務の期末残高	2,846,829	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	638,481	百万円
期待運用収益	1,460	
数理計算上の差異の発生額	14,802	
事業主からの拠出額	381	
退職給付の支払額	△ 62,105	
年金資産の期末残高	593,019	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	565,590	百万円
整理資源	555,236	
恩給負担金	1,010	
企業年金	9,343	
年金資産	△ 593,019	
整理資源	△ 582,474	
恩給負担金	△ 810	
企業年金	△ 9,734	
	△ 27,429	
非積立型制度の退職給付債務	2,281,239	
退職一時金	2,281,239	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,253,810	
退職給付に係る負債	2,281,439	
退職給付に係る資産	△ 27,629	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,253,810	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用	122,445	百万円
利息費用	17,716	
期待運用収益	△ 1,460	
数理計算上の差異の費用処理額	△ 19,176	
過去勤務費用の費用処理額	△ 26,678	
その他	358	
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>93,205</u>	
(5) 退職給付に係る調整額		
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。		
過去勤務費用	△ 26,678	百万円
数理計算上の差異	△ 15,355	
合計	<u>△ 42,034</u>	
(6) 退職給付に係る調整累計額		
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。		
未認識過去勤務費用	253,870	百万円
未認識数理計算上の差異	131,727	
合計	<u>385,597</u>	
(7) 年金資産に関する事項		
① 年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
債券	91	%
株式	0	
貸出金	0	
その他	9	
合計	<u>100</u>	
(注) 年金資産合計には、整理資産及び恩給負担金に対して設定した退職給付信託が98%含まれております。		
② 長期期待運用収益率の設定方法		
年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。		
(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項		
当連結会計年度末における数理計算上の計算基礎		
割引率	0.2~0.7	%
長期期待運用収益率	0.1~2.0	%

3. 確定拠出制度

一部の連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、10,118百万円であります。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）や賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
483,951	535,773

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額であります。

（注3）賃貸商業施設の開発途上にある不動産（連結貸借対照表計上額28,062百万円）は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

税効果会計に関する注記

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から2016年4月1日に開始する連結会計年度及び2017年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、2018年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は21,165百万円減少し、繰延税金負債は64,004百万円減少し、その他有価証券評価差額金は81,582百万円増加し、繰延ヘッジ損益は9,901百万円減少し、法人税等調整額は29,138百万円増加しております。

企業結合等に関する注記

（取得による企業結合）

当社の連結される子会社である日本郵便株式会社は、豪州物流大手であるToll Holdings Limitedの発行済株式の100%を取得しました。

1. 企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Toll Holdings Limited

事業内容 フォワーディング事業、3PL事業、エクスプレス事業等

（2）企業結合を行った主な理由

日本郵便株式会社は、国内事業の強化と同時に、成長著しいアジア市場への展開を中心に、国際物流事業を手掛ける総合物流企業として成長していくことを目指しています。今後アジア市場での確固たる地位を確立しながら、更なるグローバル展開を図るために、Toll Holdings Limitedの株式を取得しました。

（3）企業結合日

2015年5月28日

- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式の取得
- (5) 結合後企業の名称
Toll Holdings Limited
- (6) 取得した議決権比率
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
日本郵便株式会社が現金を対価として株式を取得したことによります。
2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
2015年7月1日から2016年3月31日まで
3. 被取得企業の取得原価
609,317百万円
4. 主要な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザー費用等 1,646百万円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれん
474,454百万円
- (2) 発生原因
取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債の純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。
- (3) 償却方法及び償却期間
20年間にわたる均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|-------------|------------|
| 資産合計 | 528,924百万円 |
| （うち有形固定資産） | 230,075百万円 |
| （うち商標権） | 30,433百万円 |
| 負債合計 | 390,940百万円 |
| （うち社債及び借入金） | 228,713百万円 |
7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- | | |
|-----------------|-------------|
| 経常収益 | 199,324百万円 |
| 経常利益 | △ 5,454百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | △ 15,647百万円 |
- これらの影響の概算額は、Toll Holdings Limited並びにその連結される子会社及び子法人等において2015年4月1日から2015年6月30日までに計上した、当社による株式取得などに伴い発生した一時的な組織再編費用（10,260百万円）等を含む経営成績に、当該期間に係るのれん償却額（5,841百万円）等を加味して算出しております。

なお、上記情報につきましては監査証明を受けておりません。

(共通支配下の取引等)
子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下、「金融2社」）の株式の一部につき、以下のとおり売出しを実施しました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- ① 株式会社ゆうちょ銀行（当社の連結される子会社）
事業の内容：銀行業
- ② 株式会社かんぽ生命保険（当社の連結される子会社）
事業の内容：生命保険業

(2) 企業結合日

2015年11月4日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、当社が保有する金融2社の株式について、その発行済株式（株式会社ゆうちょ銀行については、自己株式を除きます。）の約11%の売出しを行いました。その結果、当連結会計年度の末日現在において、当社は株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の発行済株式のそれぞれ約74%（自己株式を除く議決権割合では約89%）及び89%を保有しております。

郵政民営化法において、当社が保有する金融2社の株式については、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされております。当社は、上記趣旨に沿って、まずは、金融2社株式の保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく方針であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合会計基準」等に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の一部売却

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

- ① 株式会社ゆうちょ銀行
351,922百万円
- ② 株式会社かんぽ生命保険
17,754百万円

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額	3,327円37銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	97円26銭

(注) 当社は、2015年8月1日付で、普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たりの純資産額」及び「1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	576,107
現金及び預金	368,761
たな卸資産	406
前払費用	212
短期貸付金	35,100
未収入金	20,856
未収還付法人税等	143,312
その他	7,465
貸倒引当金	△ 7
固定資産	7,842,352
有形固定資産	156,569
建物	30,736
構築物	716
機械及び装置	736
車両運搬具	87
工具、器具及び備品	3,424
土地	97,938
建設仮勘定	22,929
無形固定資産	9,155
ソフトウェア	9,022
その他	133
投資その他の資産	7,676,627
関係会社株式	7,677,895
長期貸付金	3,400
破産更生債権等	75
長期前払費用	225
その他	259
貸倒引当金	△ 75
投資損失引当金	△ 5,152
資産合計	8,418,459

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	184,490
未払金	178,680
未払費用	1,285
未払法人税等	229
未払消費税等	761
賞与引当金	1,758
ポイント引当金	479
その他	1,296
固定負債	176,265
退職給付引当金	146,923
公務災害補償引当金	20,704
その他	8,638
負債合計	360,756
(純資産の部)	
株主資本	8,057,703
資本金	3,500,000
資本剰余金	4,503,856
資本準備金	875,000
その他資本剰余金	3,628,856
利益剰余金	784,812
その他利益剰余金	784,812
繰越利益剰余金	784,812
自己株式	△ 730,964
純資産合計	8,057,703
負債純資産合計	8,418,459

損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		309,975
ブランド価値使用料	13,352	
関係会社受取配当金	209,245	
受託業務収益	26,842	
貯金旧勘定交付金	9,862	
医業収益	22,562	
宿泊事業収益	28,109	
営業費用		78,558
受託業務費用	24,344	
医業費用	27,812	
宿泊事業費用	30,094	
管理費	△ 3,692	
営業利益		231,417
営業外収益		3,575
受取利息	391	
受取賃貸料	2,472	
その他	711	
営業外費用		2,073
賃貸費用	1,094	
上場関連費用	774	
その他	203	
経常利益		232,919
特別利益		37,382
固定資産売却益	1,391	
事業譲渡益	2,315	
関係会社株式売却益	32,796	
その他	878	
特別損失		179,836
固定資産除却損	62	
減損損失	8,759	
関係会社株式売却損	126,236	
老朽化対策工事負担金	38,853	
その他	5,925	
税引前当期純利益		90,464
法人税、住民税及び事業税	△ 3,846	
法人税等合計		△ 3,846
当期純利益		94,311

株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	740,600	740,600
当期変動額						
剰余金の配当					△ 50,100	△ 50,100
当期純利益					94,311	94,311
自己株式の取得						
当期変動額合計	－	－	－	－	44,211	44,211
当期末残高	3,500,000	875,000	3,628,856	4,503,856	784,812	784,812

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	－	8,744,456	8,744,456
当期変動額			
剰余金の配当		△ 50,100	△ 50,100
当期純利益		94,311	94,311
自己株式の取得	△ 730,964	△ 730,964	△ 730,964
当期変動額合計	△ 730,964	△ 686,753	△ 686,753
当期末残高	△ 730,964	8,057,703	8,057,703

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち、株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）によるっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によるおります。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　：2年～50年

その他　　：2年～60年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によるおります。

自社利用のソフトウェアについては当社における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によるおります。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) ポイント引当金

顧客へ付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

- ① 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
- ② 退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用（以下「整理資源」という。）の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。
なお、当社は退職給付信託を設定しております。
数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。
過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、逓信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用（以下「恩給負担金」という。）の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。
なお、当社は退職給付信託を設定しております。
数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。

(6) 公務災害補償引当金

- 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の職員又は遺族に対する年金の支出に備えるため、当事業年度末における公務災害補償に係る債務を計上しております。
数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. その他

- (1) 連結納税制度を適用しております。
- (2) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「支払利息」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「上場関連費用」(前事業年度は98百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において、「特別利益」に独立掲記しておりました「受取補償金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別利益」の「その他」として表示しております。

(会計上の見積りの変更)

従来、従業員の退職給付に係る退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を10年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を8年に変更しております。

この変更により、当事業年度の営業費用が272百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

投資その他の資産

45百万円

その他(国債)は宅地建物取引業法に基づく営業保証金として法務局に供託しているものであります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

30,038百万円

3. 有形固定資産の圧縮記帳額

17,070百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	416,926百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,400百万円
関係会社に対する短期金銭債務	164,727百万円

5. たな卸資産	
たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。	
貯蔵品	406百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引	
営業収益	259,201百万円
営業費用	8,728百万円
営業取引以外の取引高	41,974百万円

2. ブランド価値使用料
 当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価として、当社が子会社から受け取る収益を計上するものです。

3. 老朽化対策工事負担金
 当社の子会社である日本郵便株式会社は、これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等に対して、緊急に必要な工事を実施しております。
 これらの工事は、日本郵政公社からの業務等の承継以前を含めて、過去の修繕工事の実施が不十分であったことに起因し、定常的に行う修繕等とは性質を異にするため、グループの経営管理を行う当社がその費用を「老朽化対策工事負担金」として計上するものです。

4. 管理費がマイナスとなっているのは、主として退職給付費用の整理資源に係る過去勤務費用の償却等によるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年 5月15日 取締役会	普通株式	50,100	334.00	2015年3月31日	2015年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの(予定)

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2016年 5月13日 取締役会	普通株式	102,917	利益剰余金	25.00	2016年3月31日	2016年6月24日

(注) 剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっており、上記効力発生日までに認可を得ることを前提としております。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 383,306,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	215,050百万円
退職給付引当金	219,366百万円
賞与引当金	542百万円
その他	11,330百万円
繰延税金資産小計	446,289百万円
評価性引当額	△ 446,289百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	－百万円
繰延税金資産(△は負債)の純額	－百万円

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険（以下、「金融2社」）の株式の一部につき、以下のとおり売出しを実施しました。

株式会社ゆうちょ銀行の株式の売出しにより関係会社株式売却損が126,236百万円発生し、また、株式会社かんぽ生命保険の株式の売出しにより関係会社株式売却益が32,796百万円発生しております。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 株式会社ゆうちょ銀行（当社の連結される子会社）

事業の内容：銀行業

② 株式会社かんぽ生命保険（当社の連結される子会社）

事業の内容：生命保険業

(2) 企業結合日

2015年11月4日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、当社が保有する金融2社の株式について、その発行済株式（株式会社ゆうちょ銀行については、自己株式を除きます。）の約11%の売出しを行いました。その結果、当事業年度の末日現在において、当社は株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の発行済株式のそれぞれ約74%（自己株式を除く議決権割合では約89%）及び89%を保有しております。

郵政民営化法において、当社が保有する金融2社の株式については、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分するものとされております。当社は、上記趣旨に沿って、まずは、金融2社株式の保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく方針であります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合会計基準」等に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	日本郵便株式会社	所有 直接 100%	郵便・物流業務及び窓口業務を営む重要な子会社	工事費用の負担(注1)	38,853	未払金	38,853
子会社	株式会社ゆうちょ銀行	所有 直接 89%	銀行業務を営む重要な子会社	交付金の受領(注2)	9,862	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 工事費用は、日本郵便株式会社との覚書に基づき、同社が「老朽化対策工事に係る損失」として計上した実費相当額を負担しております。

(注2) 郵政民営化法第122条に基づき、交付金を受領しております。

(1株当たり情報の注記)

1株当たり純資産額 1,957円32銭

1株当たり当期純利益 21円53銭

(注) 当社は、2015年8月1日付で、普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	徳田省三	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉加奈子	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本郵政株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本郵政株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2 監査の結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

日本郵政株式会社 監査委員会

監査委員（常勤） 八 木 柁 ㊟

監査委員 笠 間 治 雄 ㊟

監査委員 野 間 光 輪 子 ㊟

監査委員 清 水 徹 ㊟

（注）監査委員八木柁、笠間治雄、野間光輪子及び清水徹は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

日本郵政株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	徳田省三	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小倉加奈子	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本郵政株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針等に従い、会社の内部監査部門等と連携するとともに、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査委員及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムは、継続的な改善が図られており、取締役及び執行役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、グループとして内部統制の強化を推進しているところであり、監査委員会としては、その推進状況を引き続き注視いたします。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

日本郵政株式会社 監査委員会

監査委員（常勤） 八 木 柁 ㊟

監査委員 笠 間 治 雄 ㊟

監査委員 野 間 光 輪 子 ㊟

監査委員 清 水 徹 ㊟

(注) 監査委員八木柁、笠間治雄、野間光輪子及び清水徹は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図



会場

さいたま スーパーアリーナ

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
電話：048-600-3001

※受付開始は午前8時30分を予定しております。

【お願い】

- ①当社として専用の駐車場をご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
- ②株主さまへのお土産をご用意しておりません。

交通機関のご案内

- JR京浜東北線 ● JR宇都宮線・高崎線
- 「さいたま新都心駅」下車徒歩：3分
改札を出ましたら左方向にお進みください。

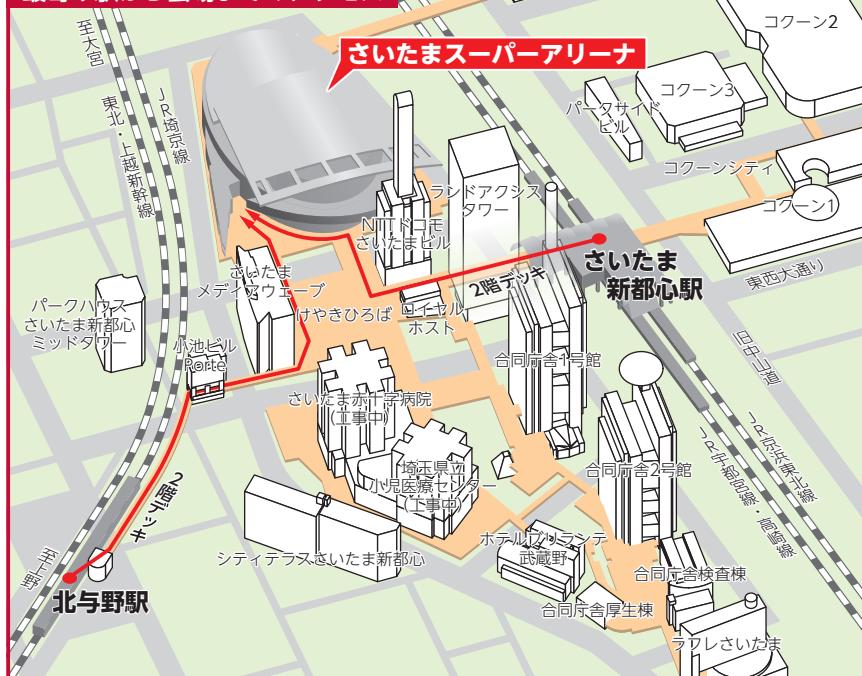


- JR埼京線

「北与野駅」下車徒歩：7分

改札を出ましたら右側のエスカレーターを上り、2階デッキをお進みください。

最寄り駅から会場までのアクセス



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に
基づき、より多くの人へ適切に情報を伝え
られるよう配慮した見やすいユニバーサ
ルデザインフォントを採用しています。